

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する
調査特別委員会会議録（その28）

招集年月日時刻及び場所

平成18年2月8日（水） 午前10時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

会議に付した事項

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

開会時刻 午前10時32分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、これまでの本委員会における証人尋問を踏まえた論点整理を行います。

これより、本委員会に付託されました調査事件について、調査を行います。最初に、付託事件の1番目の項目、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項について、1月26日の委員会で精査するため保留とした項目について、順次論点を整理してまいります。項目ごとにお諮りしますので、御意見等がありましたら御発言をいただき、その上で採決を行います。なお、採決は挙手をお願いすることになっております。

それでは、県民クラブ・公明の柳田委員から提案のありました項目からお願いいたします。最初に7番目の、平成15年1月21日に下水道公社が作成した「下水道公社改革の方向についての検討結果」を踏まえて、1月29日の「知事決裁文書」に至るまでの作業の中で、経営戦略局近藤眞証人は、経常JVに疑問を呈したり、県内本社企業の優遇策、具体的には、入札参加企業を多くさせるためにランクの撤廃なども主張している。これは、小林誠一氏の主張の影響を受けていると考えられる事実の認定を願い出る、この問題でございます。御意見等ございましたら発言願います。

毛利委員 今、提案のありました件につきましてですが、小林氏の影響を受けているということは否定できないということではあると思えますけれども、ここで提案されておりますように、どこまで影響を受けているのかという点については、証明できるものがないので、今の提案については賛成できません。

林委員 私は、近藤証人は一専門家としての小林氏の意見をお聞きしたと、参考にしたということで、そのことそのものが影響を受けたかどうかということは、参考にした範囲内であって断定はできない、このように思いますので、この認定については賛成いたしません。

柳田委員 これは近藤証人が実際には数々のところで、彼自身が専門的知識を有していないことは明らかになっています。それぞれの会合で、下水道に関する会議に出ても近藤証人自身は専門的な話でメモすらとれなかったという証言もされていらっしゃる。また、近藤証人は専門家である方々に対して、複数、聴取をしたわけではないんです。このとき小林誠

一氏ただ一人に複数回面会をしています。以上のことから、彼が、近藤証人が専門的知識、経常JVであったり、あるいはランクの撤廃等専門的な知識、それがどういった影響が及ぼすかも含めて、彼が知り得る情報というのは小林誠一氏に偏ったものであったというふうに考えられますので、彼の影響があったというふうに認定を願い出るものでございますので、よろしく申し上げます。

石坂委員 先ほど毛利委員が申し上げたことの補足にもなりますが、ただいまの柳田委員の御意見もありましたので、私も一言申し上げさせていただきますけれども。林委員が申し上げましたように、確かに専門家でなかった近藤証人にとって、専門的知識を得る、特に業界の方の参考意見であったという点は否定できないと思いますけれども。でも、これがこれからのいろいろな事実認定に大きな影響を及ぼしていく、やっぱり一連の時系列の経過である事実認定ということで求められていると思いますので。近藤証人自身が証言でも述べておりますように、自分も専門家でないゆえにいろいろ必死に勉強したと、当初はメモもとれない状態でもあったかもしれませんが勉強したと。いろいろ勉強をした中で、業界の意見も参考にしたということでありまして。参考にしたかもしれないけれども、これだけが決定的な影響を受けたものではないという考えから、私たちはこの事実認定には賛成できません。

柳田委員 すみません、複数回発言するのはいかがかと思いますけれども、あえて言わせていただくと、この3点について主張をしているのは小林誠一さんだけです。ほかの職員の方にも会っていろいろ説明を受けていますけれども、この3点について主張をしているのは、下水道課では主張をしていません。この3点について主張したのは小林誠一さんのみです。これは小林誠一氏の影響があると言えると思います。

小林委員長 ほかにございますか。いいですか。それでは、討論を終局いたします。ただいまから採決に移ります。ただいまの願い出に対して、賛成の委員の挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数。採択いたします。

次に9番目の、平成15年1月29日、政策秘書室の近藤主査により知事決裁事項が配布されたが、この知事決裁文書は、知事決裁は行われなかった事実の認定を願い出る、以上のものでございます。御意見ございましたら発言願います。

毛利委員 今のは、近藤氏自身が大月氏を通して知事決裁を受けたと言っているのですが、この事実認定は提案されているとおりではないので、反対であります。

柳田委員 これは、一つの、一人の証言をもとにしてつくられたものではございません。このときの経営戦略局の流れというのは、大月さんはこの近藤さんに口頭で報告を受けていた程度であります。ですので、この状況がどういったものが行われていたのかというものに関

して、文書できちんとした説明を受けていらっしゃいません。その中で近藤証人は、大月氏がとったという話です。大月氏はそういった記憶がないというのが文書で示されました。ということは、この大きな入札に関する変更というものに関して、大月氏がとっていない、とられたというものが確認ができない。こういった中では、実際には確認がされなかったというふうに考えることが自然だろうというふうに思います。

林委員 大月氏は近藤氏の上司に当たるわけでありますから、単にその文書を知事に渡すという役割を果たすことはあり得ないわけであります。だから当然、上司としてその責任を持って知事に渡すという以上は、それなりの自分のもちろん判断もあつた中でのことでありますから、このことは単純にこうした一連の行為だけで大月氏の一切の決裁はなかつたという断定をすることはいかなものかと思ひます。

柳田委員 今、林委員が、大月氏は上司であるからきちんと報告を受けていたとこういう話がありましたけれども。大月氏の文書をよく読んでいただきたいと思ひます。近藤氏が実際ペーパーを渡すときに、「これを知事に渡してもらえばわかりますから、ただ知事に見せてもらえばいいです。これでいいか悪いかだけを私に聞かせてください。」とこういうふうに言っている場面があります。御記憶があるかと思ひますけれども。ということは、大月氏自身がいないところで、近藤氏と知事が意思疎通を図つたという事実がある。このことに関して事実認定を、私、申し出ていますけれども。それらのことから、大月氏が知らないこと、彼が承知していないこと、そういった事実についても、近藤氏と知事の意思疎通が図られていたということもあるわけであります。そういったところ、大月氏がすべてを承知していたという認識には立っていないというか、そういうことが読み取れるという議事録、あるいは資料をごらんいただければと思ひます。

小林委員長 ほかにございますか。それでは討論を終局いたします。採決を行います。ただいまの願ひ出に対して、賛成の委員の挙手を願ひます。

(挙手多数)

賛成多数により採択と決定いたします。

次に11番目の、平成15年2月上旬、近藤証人は、上司である大月氏が関知しないところで意思疎通を図つていたという事実の認定を願ひ出る、この事項でございます。御意見のある方はお願ひいたします。

毛利委員 今のことは、大月氏の関知しないところで意思疎通を図つていたというふうなことで、いかにも隠密にというふうな提案であります。しかし、これは近藤氏の役割が、何度も証言されているように下水道関係であつたということであつて、役割分担としての対応であつたということですので、関知しないところで意思疎通を図つていたということをお断

できる根拠はないので、賛成できません。

柳田委員 近藤証人との関係の中で、上司であることは確かなんですけども、このペーパーを渡せば知事はわかるので、これでいいからこれで確認をしてくれということがあるんですね。ですので、すべてがすべて、大月さんに報告していなかったとは思いません。しかしこの事実、この証言から事実として判明することは、大月氏が関知しないで、近藤証人という実際には下水道課と直で対面をしていた、対応していた方と知事が、大月さんという上司を介さないで意思疎通を図っていたという事実は読み取れるというふうに思いますので、証言に基づく事実認定であることを御理解いただければと思います。

小林委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

討論を終局いたします。採決いたします。ただいまの認定の願い出に対して、賛成の委員の挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数。それでは採択と決定いたしました。

次に14番目の、平成15年2月14日午後1時に行われた小林誠一氏、小市土木部長、近藤主査が県庁3階政策秘書室応接室での会談において、近藤証人から1枚のペーパーが示されたが、近藤証人の行った行為は、地方公務員の持つ守秘義務違反に当たる可能性がある事実の認定を願い出る、このことについて、お諮りいたします。御意見等ございましたらお願いいたします。

毛利委員 守秘義務違反に当たる可能性があるということですので、その可能性という部分を認めて賛成します。

小林委員長 ほかにございますか。討論を終局いたします。それではただいまの事実の認定を願い出る事項について、採決をいたします。採択に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。採択いたします。

次に15番目の、平成15年2月17日、下水道課では問題が生じていた。千曲川下流処理場の業者が指名停止になっており、平成15年度に向けては入札を行わなくてはならないことと、公共下水道の佐久南部が3年に1度の入札時期を迎えることについては、こういった対応をすればいいのかという問題である。これは、2月14日に出された方針では対応できないことから、矢澤下水道課長が小市土木部長に、小林誠一氏に確認するように依頼した。土木部長は近藤主査にその旨を伝えた。その土木部からの問いに対する回答は、近藤証人が作成したというものの、小林誠一氏や田中知事に確認をとったのかについては、だれの記憶にもなく、

不可解な政策決定がなされたという事実の認定を願い出る、以上の件でございます。御意見ございましたらお願いいたします。

毛利委員 そこにもあるように、だれの記憶にもないということですから、それをそのとおり受けとめればいわけであって、そのことをもって不可解な政策決定したというふうな私見を踏まえて事実認定をするということには反対であります。

柳田委員 私は、行政体としてこういった手続によって物事が決定するか明確でないもの、記録に残っていないものは不可解な決定だというふうに思います。

林委員 この不可解という個人的な感想、感触でこうしたものを認定するというのは、百条に私は合わないと思います。やっぱり具体的な事実に基づいてきちっとやるべきであって、このことは憶測、あるいは柳田委員の個人的な見解だというふうに思いますので、これについては反対いたします。

小林委員長 ほかにございますか。いいですか。

(「はい」という声あり)

討論を終局いたします。ただいまの認定の願い出に対し、採決をいたします。願い出に対し、賛成の委員の挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数。ただいまの願い出に対しては採択いたします。

次に24番目の、平成16年度の流域下水道管理委託業務をめぐる入札の方法の決定と入札の中止は、いずれも小林誠一氏の深くかかわりを持った会社にとって利益を生み出す状況を導き出す方法であったと考えられるという事実の認定を願い出る、このことでございます。御意見等ございましたらお願いいたします。

毛利委員 いずれにしましても入札は中止になったわけで、この中止によって、小林誠一氏のかかわる会社が入札に参加できなかったという点では不利益もあるわけで、このことをもって、中止で利益を生み出したということは言えないので、認定には賛同できません。

林委員 数々の証言の中で、中止に至る理由が述べられました。その理由は非常に妥当性があったというふうに私は判断しておりましたから、とりわけ小林誠一氏が自分の会社に利益を生み出すという、そういう意図をもってしたというふうには、それらの事実経過からしても、その事実経過からなかったというふうに思います。

小林委員長 ほかにございますか。以上で討論を終局いたします。それでは採決をいたします。ただいまの事実の認定を願い出る項につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数。採択に決定いたします。

引き続き付託事件の2番目の項目、「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項について、1月26日の委員会で精査するため保留とした偽証認定について、順次お諮りいたしますので、御意見等がありましたら御発言をいただき、その上で採決を行います。

最初に、志昂会の高見澤委員から提案のあった、平成15年4月23日のホテル信濃路での「後援会幹部と懇親会しながらの懇談会」についての文書のみ田附保行証人が仮に当初私的メモとしても、文書に記載されている内容とその文書を課の職員に配布した行為は、職務上作成されたものであり組織的に共有していた文書であることが、多くの証人の証言からも明らかである。さらに、15年4月16日付の2部、17日付、5月20日付の合計4つの文書においても、公用文書であることは「公文書か否かの検証」で検証のとおり明らかになっている。したがって、情報公開請求された文書は明らかに公用文書であり、田附保行証人も岡部英則証人も田中康夫証人も公用文書の認識はあったと判断できる。よって、田附保行証人が私文書及び私的メモと証言したことは、偽証と認定することが妥当であると判断できるものである。以上の件でございます。御意見等ございましたらお願いいたします。

林委員 田附証人は、総務委員会の参考人意見あるいは当百条委員会の証言の中でも、一貫して最初はあくまでも私的メモとして自分が作成して保有をしていたということを、繰り返して証言されております。そのことは最初から最後まで一貫しているわけですね。だからこのことを見るならば、公文書という認識は、岡部氏からの強い指示、働き掛けの中で再度そうした立場が強く指示された。あるいは下水道課の中で公文書、私文書をめぐって議論がされ、何度も課の中でも議論がされた中で、田附証人自身が動揺はしておりますけれども、彼は一貫して私文書である点は主張していたわけでありますから、その点については、今の指摘は当たらないと思いますし、あるいは田中知事にとってみれば、私的メモであるのか否かという点については、最後まできちんと対応してねということを担当者に指示をしているわけであります。だから最初から田中知事自身も、これが公文書か私文書かという判断は、本人はしてないし、そのことの判断をするのは当然そのセクションがあるわけでありますから、知事がそのことをしたというふうには、私は当たらないと思います。

だからその点で、岡部参事について見るならば、その責任のある場所にいる中で、明らかにこれは公文書であるという意識を持ちながら、後にこのことが問題になった場合に、明らかにこのことが大きな問題になる可能性を含んでいるということで、あくまでも私文書として破棄すること、そのことが田中知事にとってはよりマイナス面が少ないという判断の中で処置をしたというふうに思われます。よって岡部氏自身は、これは最初から公文書であるという認識にあったというふうな見解を持つものでありますから、今の認定については、これ

を三者一律に認定するということも含めて、これには反対であります。

竹内委員 これまで当委員会の中でメールなどの存在もそれぞれ示されましたけれども。その中で今回の発端になりました田附氏から知事のもとに送られているメールの中で、特にそれは下水道課内部におけるやりとり、部下がなかなか言うことを聞かないということも含めた中に、明確に「議事録」ということで田附証人が書かれているものがございます。それがすべて転送されて共有されているという意味でいきますと、もとになったその文書の中に「議事録」ということで田附氏自身が認識をしていたということでございます。したがって、その後私文書ということに関しては、それはあとでつけたことであると断言せざるを得ないというふうに思います。

石坂委員 ただいまの御提案は、田附証人の偽証の認定の御提案ですので、偽証ということの認識をもう一度確認しますと、意図して事実をゆがめて、事実でないこととして証言するというのが私は偽証というふうに思っております。そういうふうに思っておりますと、ただいま竹内委員や林委員のそれぞれの御意見あったんですけど、この委員会の中で田附証人、それから岡部証人などがそれぞれこの問題について証言されました。私は総じて人間の記憶というのは、そうはいってもあいまいなものだなという感想を、そのそれぞれの方について、感想としても持ったところでありますが。

時系列的な証言を総合して今総括してみますと、田附証人自身は、下水道課長であった当時、当初ですね、公文書ということの認識、情報公開についてもかなり認識は、私はあいまいであったというふうに思います。しかし結果としてそれが公開請求出されたことにより、岡部証人自身が証言していることですが、私的メモということにして公開の対象にしないという誘導を岡部証人によってされまして、そういう認識の中でこれは私的メモだと思い込むに至ったというふうに思いますので、意図して事実をゆがめて偽証したというのには当たらないと、私はそう思いますので偽証認定には賛同できません。

柳田委員 石坂委員の偽証認定、偽証というものの認識に関しては、意を一にするものでございます。そういった中で、この田附氏自身が冒頭でございますけれども、この情報公開請求がなされて、その際に自分の机の中にあった文書を各それぞれの課の職員に見せるという行為があります。これは、私文書であるという認識であれば行わない行動なんですね。公文書であるか私文書であるかわからないときには、行うことかもしれません。あるいは公文書であるというふうに自分自身の認識があるとき、この2つのケースにおいて行う行動であると。しかしながら、私文書であるという認識を持っている人が、情報公開請求をされて、みずからの机の中にある、あるいはファイリングされているものを、課の職員に提示をするという行為は、これは公用文書、公文書、それぞれの認識はあるんですけども、少なくとも

情報公開請求の対象であるという認識を彼が持っていたことは、この行動から見出せるわけでありませぬ。

そういう意味では、竹内委員のお話になられた「議事録」という記述、そしてまた彼の、田附氏のとった行動、これも田附氏自身も証言されていますけれども、一つの面からではなくて、複数の面から見て、田附氏が私文書であったという認識を読み取ることはできないわけでありませぬ。その中で一貫して私文書であったという認識の裏づけになる行動というのは、彼は、証言としては、私たちは得られませんでした。以上のことからこの初めから私文書であったという彼の、田附証人の認識というものは、説明がつかないこれは証言でありますので、偽証と言わざるを得ないというふうに思います。

石坂委員 時系列的に追っていったら、認識の発展と、また揺り戻しといろいろあると思いますので、それらを逐一詳しく申し上げなかつたんですけど、総合して現時点でということでは先ほど私申し上げました。そういう点では、柳田委員がただいま御指摘のように、私も、当初閲覧したわけですから、これは仕事上知っておいていただいた方がいいなという認識であったという点では、そういう意味での公文書としての扱いを当時課長であった田附氏自身がされたということは、これは事実だと思ひます。しかしその後、強力な岡部氏の誘導によりまして、これは岡部氏自身が情報公開課にみずから裏をとって、それは文書そのものを見せずに私的メモは公開の対象にはならないよねという裏をとった上で、強力な誘導でこれは私的メモであるから公開の対象にする必要はないんだと。しかも証拠もなくしなさいと。強力な誘導の中でこれは私的メモという扱いにする文書なんだと思ひ込まされて、先ほど思ひ込まされたということを行いましたけど、そういう意識の発展があり、その後2年たち証言を求められる中で、あれは私的なメモだったんだというふうには証言するということは、自然の成り行きとしてあったわけですから、意図して事実をゆがめて、公文書であるということは百も承知の上で私文書と、私的メモと偽証したというその偽証には、私は当たらないと思ひます。

柳田委員 総合的に判断されることはすごく重要なことでありませぬし、それぞれをポイント持たなければいけなひですけれども。田附氏が公文書である、私文書であるという認識に関して、私文書であるんだという認識というのは、今ここに至って、去年の今ぐらいからの総務委員会から以降のことはそうなんですよ。ただし、彼が行っていた10月、当時の、公開請求が行われたときというのは、私文書であったという認識では行わなひ行動をいくつもしているんです。例えば岡部氏が田附氏を連れて情報公開課に行くというのは、田附氏が私文書だって言い張ってればこんなことをやる必要ないんですよ。彼と一緒に言質をとらなければいけなかつた理由というのは、これは岡部さんがメールの中でも言っていますけれども、

田附氏の公文書であるという認識を打ち消すための方法なんです。ですからこの時点において、今の認識ではないですよ、この時点、10月の段階における田附氏の認識というのは公文書であったと。私文書であったという認識に基づく行動はとっていないということに基づく偽証になるというふうに理解します。

林委員 繰り返しにはなりますけれども、私は今の柳田委員の発言の中で、当初から公文書という認識があったと言われましたけれども、これは田附氏自身が、2月14日、17日の総務委員会でも、その議事録を見ればわかりますけれども、メモを作成したときから私は一貫して私的メモとして認識したと、その認識でつくったということを言っているわけですね。あるいは百条の中でも証言しているわけです。だから最初から公文書という、もちろん課の中を回したということはありませんけれども、彼は現場にいて、こうした事務的なところ、応募して課長にはなったわけですが、そういうものには非常になれていない。だからそういう点、公文書、私文書のその見解も非常にあいまいさもあった、このことは事実だと思います。しかしながら、つくった本人がそこは一貫して言ってきたことですから、彼はこれは、あえてこれは公文書だということを、私文書であるということを知りながら偽証したということは、全く私は見当違いだというふうに思っています。そういう意味では、あくまでも岡部氏が強い示唆を与えて、その中で公文書だ、あるいは私文書だという判断を変えたというふうなものではなしに、彼の態度は一貫していたと私はそう思います。よって、偽証には当たらないと思っています。

高見澤委員 私が26日に資料編として出させていただきましたその中で、「該当(公文書不存在)となっている公文書」という項がございます。ここにそれぞれの該当となった公文書の概要を記してあります。小林誠一氏との打ち合わせのものが2部、ここの内容。それから下水道問題打ち合わせ会議、これは4月17日の件ですが、この内容。それから3番目の後援会幹部と懇親会しながらの懇談会、これらの内容。それから4番目の後援会幹部との懇談会、これは5月20日ですが、この内容。それぞれの内容を見ておわかりのとおり、明らかにこれは公用文書と見られる文書であります。これを最初から、私は私的メモだという言い方をしてきたということに対して、私は偽証であるということをお話したわけでありまして、それぞれのことにつきましては、今この記録、あるいは今までの各証人の証言からしてみても明らかになっておりますので、私はこれを偽証であるということ判断したのであります。

清水委員 田附証人の証言の中で、平成15年5月にその文書を課内に配るという行為がございます。これが実際に私は、公用文書という認識があったかなかったかという問題について、今、話をしているわけでありまして、積極的に私文書、メモであったという、本人はあとになって証言はしておりますけれども、そのときに課内に配るという行為自体は現実にあった

わけでありますので、これはやはり本人の意識の中に共有しようという、情報を共有しようという意識があった限り、これは公用文書という認定はされるものだと私は思います。

服部委員 重複する部分もあるかもしれませんが、田附証人が15年4月23日につくっている後援会幹部と懇親会しながらの懇談会と、これは部外秘としてつくっていますよね。そしてこれを、完全にその下水道のきちんとした相談をしている会議ですね。ですからこれはもう、ほかの証人も全部公文書とこう言っていますけれども、これを部外秘として作りながら、しかもそれを自分でつくって、田附氏が自分でつくって自分で課内へ配布しているわけです。ですから明らかにそのときは公文書だという認識でなければ、そういうつくって配布なんていうことはありませんので、それで保管しているということですから、あとから私的メモと言っても、これは完全な偽証だとかいうふうに私も思うわけでございます。

小林委員長 ほかに。以上で討論を終局いたします。ただいまの提案に対し、採決を行います。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数。以上の結果をもって、採択いたします。

次に進みます。提案文の朗読は、副委員長から申し上げます。

宮澤副委員長 次に、田中康夫証人は、リアルタイムで公用文書破棄の実行を行う内容をメールで報告を受けていた。その報告に対し何ら指示はしていないが、中止の指示をしなかったことは、言外において、事実上の田中康夫証人から当該公用文書を破棄の指示が出されたことと受けとめられる。よって、田中康夫証人が「私からの指示はございません」と証言したことは偽証であると判断できるものである。

小林委員長 ただいま提案の朗読を申し上げましたこの件について、御意見がございますか。

林委員 この日は、田中知事がメールを受け取った時間、そしてそれを実際にあけて読んだ時間、かなりずれています。だからそのことは、9日の知事日程、既に資料として出されておりますけれども、その資料からも非常に明らかであります。知事がこの9日に、最終的に岡部氏が田附氏に指示をして回収する、あるいは破棄を命じた日でありますけれども、知事は9時から行革チームの打ち合わせ、9時半から副知事との打ち合わせ、10時からしなの鉄道の打ち合わせ、あとずっと入ってしまして、午後に入っても2時から課長級との懇談、15人と2時間ずつ3チーム行っている。言ってみれば夜8時までにはびっしり詰まっています。だからそういった中で、メールを読む時間が、実際にもう破棄された岡部氏のメールを受け取った、かなりそれからの時間というのは経過していますから。だからそのことをもってして、知事がその指示をしたとか、あるいはそのことは言外にしたということは、これは全くまさに想定外の話であって、知事がそのことを意図的にやったということは全くあり得ない

ことであるということ。そういう意味から言いますと、その認定は非常に無理のある話であるというふうに思って、これには反対いたします。

高見澤委員 私は事実認定の際、御提案申し上げましたが、私はそれが9日であるか8日であるかとか、いつ知ったのかということは、いろいろの証言から見て、これは事実認定はできないということをあらかじめお話をしております。ただ一番大事なことは、田中知事がどういったときにそれを知って行動に移ったかということ、私は事実認定の中で申し上げているところでございます。

では、今、9日のお話がありましたので、ちょっとそれに触れてみますが。そうすると10月9日の7時48分、このときに田附保行証人から田中知事あてに公文書公開請求についてというメールがあります。ここで「小林誠一氏との打ち合わせ議事録について、全部で3部ありますが、その1部を回覧し始めたところでストップし、それを破棄してあります。この議事録は回してないので」云々というのがあります。知事はまずこの段階で即刻、破棄を中止の指示が出せたはずであります。出さなければならない場面でもあるわけです。

しかも、今、林委員はずっとあって知ったのが遅かったというようなお話でございましたが、その7時57分に田中知事は、小林誠一氏、小林公喜氏に転送してあります、このメールを。ということは、もうここで事実を知っていたんです。ここで、なお「どう対処しますか。

氏の発言も含めて。小林局長と小林誠一氏の個人アドレスへは送ってあります。某とは如何なる職員かな。」とか、こういうことまで記されているということは、もう既に田中知事は知っているんです。こんなことよりも破棄はやめなさい、情報公開しなさいということもここでもできたんです。知事は明らかにここでは困窮をしていたということ、自分の考えもまともに職員に判断を求めようとしている。さらに下水道課で強行に意見を述べた職員についての調査をさせているわけなんです、ここで。結果は異動により公文書隠ぺいに向けての不透明さはここでも出ているわけであります。

さらに、8時58分に宮津雅則氏が田中知事に、いろいろとやりとりの中でまた送られたりしています。それで9時28分にも田中知事は、岡部英則氏にまた「公文書公開請求について」を転送しております。この9日だけ10回もやりとりしているんですよ。これで知らないなんていうことはだめなんです。だから私はこういった経過を踏まえて、事実を踏まえて、田中知事は知っていながらにして、自分では指示をしていないと言いながらも事実上は指示をしていたということを、ここで私は認定をお願いしたということでございます。

石坂委員 知事が岡部氏のそのような行動の報告を逐一受け、破棄の指示を田附氏に行っているという事実を知っていたということについては、知っていたがとめなかったということについては、前回、私たちも認定に賛成をしておりますが。今、論議というか問題になって

いますのは、それが果たして知事の指示から始まったことであるのか、また知事の指示の具体的な中身として破棄までを命じたかということは今問題にされていると思いますので。その点で言いますと、私も前回、持ち帰らせていただきまして以後、この間、この委員会に提出されました資料、メールなどについて、改めて全部読み直してみましたが、高見澤委員もその点今ちょっと触れられたような気がします。その点の具体的な指示の中身が、どういう形でどういうものだったかというメールとか証拠とか根拠は、残念ながらないんですよね。ただ知事がその経過を知っていたという事実はあります。

私たちがいただきましたメールの中で、岡部氏が10時55分でしたか、その9日に再度指示しているとか、そういう今破棄の手だてをとっているという報告をしまして、それに対して知事が「破棄は不味いよね」というメールを宮津さんなどに打っているのは夕方の6時台なんですよ。だから実際に岡部さんが破棄の指示をして、田附氏を通じ下水道課の職員の保管している文書を破棄させたりしていることの報告の10時55分のメールを、何時に読んだのかというのはわからない。10時55分の直後に読んだのか、夕方の6時にメールを打つ直前に読んだのか、そのことは今いただいている範囲の資料と証言だけではわかりません。

よりまして私たちは、その破棄の事実は知事が知っていたということと、知っていながらとめなかったという事実があったと、そこまでは認定できるのですが、知事の岡部氏への指示の中身が、破棄まで指示したものであるのかどうか、その証拠についてはわかりませんので、このことについては賛同できません。以上です。

倉田委員 基本的に7時48分に田附さんから知事に報告があった。そして、今お話があったように、岡部証人から10時55分に報告があったと。そして6時29分に宮津さんに連絡をとったり、あるいは小林誠一さんとも話をしなというようなメールがあるんだけれども。問題は、このことについて岡部さんに対して、言ってみれば実行行為として、岡部さんに対して破棄してよねというメールは1件も見つかっていないんです。そのことをとったときに、やっぱりこれは田中知事が指示したという判断材料の大きな根拠になるとこういうふうに思うわけでございます。

高見澤委員 今、倉田委員のお話があったとおりかと思います。それから石坂委員が先ほどちょっと触れられた中で、メールを知ったのが夕方かもしれないというような、今、意見がございましたけれども。これは明らかに一番最初の、先ほども私お話ししましたが、7時48分で受けて、それからすぐ7時57分にもう送ったということは、読んでいるからそれを転送しているんですよね。だからこれは明らかに夕方知ったのではなくて、もうその時点で知っていたということになります。

それと、その今出ました6時29分ですね、夕方の田中知事が宮津雅則氏に転送した「再度

話しました」という件でございますけれども、ここでも「破棄は不味いよね。この件、小林誠一さんとも話して、岡部氏の判断や行動も含めて、チェックしてください。北原氏も把握していますので、相談してください。」というこのメールのやりとりは、ここでは破棄を中止、あるいは公文書の情報公開に応じるべき等の指示というよりも、完全に公文書をもう隠ぺいし不存在的のための防御に入っていると考えられるわけです。だから明らかに私は公文書破棄を容認していたということを判断したわけであります。

石坂委員 今の高見澤委員の御意見には、事実としては異論を差し挟む部分はありません。先ほど申し上げましたが、そのような行為が、岡部氏、田附氏及び下水道課によって行われていることは十分認識していたという、知事自身が。それからとめなかったという事実もあったと。そこまでは今までの証言と記録で認定できると思います。ただし、最初の指示として、知事が文書を全部破棄することまで含めての指示をしたのかどうかということの断定はできませんので、それは推測の範囲を超えないということで、その認定は非常にできない、難しいということを申し上げております。

林委員 今、高見澤委員の方からもメールの一部が紹介されましたけれども、田中知事自身、岡部氏に対して非常に「行動もチェックしてください。」と宮津さんにメールを打っているわけですね。だから非常に不信感を持って岡部氏の言動については見ていたわけであります。それで、6時20何分ですか、メールを打ったのが、6時29分ですね。「破棄は不味いよね」というメールを宮津氏に送っているわけですね。だからそういう意味では、田中知事がこの破棄を命じたということは、まずあり得ないわけです。なぜならばそれは判断を、常にきちんとしてねという判断を求めてきた事実はありますし、田中知事自身も証言もしているわけでありますから。

そういう意味では、岡部氏が非常にリードをして、田附氏に対するこの公文書としてあるもの、回覧したものを回収させる、あるいは破棄を命ずる、そのことは非常に岡部氏が一貫してリードしてきた。だからこの最後の6時29分のメールを見ても、田中知事は破棄そのものには非常に疑義も持っておったし、まずいという一貫したものを持っているわけです、知事の証言もありますから。だからそのことをもって、知事が指示をしたとか、あるいはそのことに対して偽証をしたということは、全く私は見当違いだというふうに思います。

柳田委員 言ってみれば事実の確認に関しては、それぞれ双方とも同じことだと思ふんですよ。知事は知っていたと。知っていたけれども、黙っていたことが指示に当たるか当たらないかということなんですね。その中で、知事も盛んに言っていらっしゃいますけれども、黙っていればイエスということもあるんだということは、彼も本会議場でも言っていますし、このことだけを合わせた場合というのは、指示であるかないかというのは微妙なものだとは

思うんです。ただし、これは下水道のことに関しても、あるいは後刻出てくると思いますが、稲荷山のことに関しても、知事は黙っていることによって事が動いていく。これが指示であった、指示として受けとめられて職員が動いているという事実は、この1点だけではなくて随所にあるわけです。そういう意味では、経営戦略局、特に知事周辺の皆さんは、報告をして、そしてノーと言われたい限りは、これはゴーなんだと、指示なんだとこういう認識を持っていたことは、この百条委員会10数回やってきた中において、一つだけではなくて複数回、一貫して出てきていることですので、そういった認識に立って偽証であるという高見澤委員の御提案でございますので、私はそういう理解をしています。

宮澤(宗)委員 それぞれお話がございましたとおり、この「破棄は不味いよね」ということで、「この件、小林誠一さんとも話して」ということは、小林誠一氏は情報公開請求をされている当事者であるわけですね。本来なら知事がそこでまずいということになれば、なぜ小林誠一氏と話をしろというような指示を出すのか。そして岡部氏の判断や行動も含めてチェックをしろと。北原氏もこのことは把握をしているので相談してくれというようなことや、その後、「うーん、それぞれダイジョウビかのぉ」ということは、ここでもまた「宮津さん、小林誠一さんと相談してください」と。何回も小林誠一氏に相談をしてくれということを知事が言っていることは、当然部下としては、この公開請求をされている文書を何とかしなければならぬ、知事の命を受けてやっていると言わざるを得ないわけで、これは、私からの指示はないということは、偽証ではないかというように私は判断をいたします。

小池委員 今の事実関係は、双方の意見は全く一緒ということなんですが。こういった状況は、実はこの件以外、ほかの案件についても全く同じことが言える。それはどういうことかと言いますと、現在の長野県政におきましては、知事が直接指示をしなくても、間接的に、あるいは人を通してこういった指示がなされているような県政運営がなされているわけがあります。そういった中で、知事と職員の皆さん方の位置関係としますと、上司とそれから部下というような関係であります。さらにその部下が知事に逐一こういった状況を報告しながらやっているというような状況でございます。一つの組織の中で上司と部下の関係にあり、部下がこういった犯罪行為を、その上司である、また県の最高責任者である知事に逐一報告しながらこういったことが行われていると。これを知事が知らなかったということでは、これは通らない話だと思います。まさに知事の認める、あるいはそういった暗に許可する中でこういったことが行われているということは、ほかの案件も見てもそうですが、こういった現在の長野県政の状況を端的にあらわしている手続のされ方が出たのではないかなというふうに思われます。以上でございます。

石坂委員 大変申しわけないんですけど、ただいまの小池委員の意見の中で、全員が認めて

いることをちょっと疑問を差し挟まれているので、そこは違うと思うんですけど。私も先ほどからしつこいほど事実については認めているということを言っています、つまり文書破棄という行為が、岡部氏、田附氏及び下水道課で行われていたという事実、そのことについて知事が知っていたがとめなかったという事実、これは認定しているわけですよ、前回。だからその知らなかったと言っているということではなくて、さらにその上にその指示が、文書破棄まで知事が命じたかどうかというこの委員会での尋問に対し、「私からの指示はございません」と知事が証言したことが偽証かどうかということを今論じているわけなんで、ちょっと話をもとに戻したり、全員が一致していることを違うかのように言っていたのは困ります。ですから、知事はそういう行為が行われていたことは知っていた、しかしとめなかった、ここまではみんなが認めている。しかしそれを、知事が指示を下したかどうかということを、今、偽証かどうかということを議論しているわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで私たちは、繰り返しになりますが、知事が文書破棄まで指示したという証拠については、推測の域を出ないし、その証拠がありませんので、それについては認定できませんということです。

小林委員長 いいですか。以上で討論を終局いたします。改めてお諮りをいたしますが、よって田中康夫証人が「私からの指示はございません」と証言したことは、偽証であると判断できるものであるという提案について、採決をいたします。その提案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数。採択と決定しました。

次に進みます。林委員から、この際、申し出がございました。お手元に文書を配付しておりますが、その中で赤線部分の取り消し、下から5行目、括弧部分であります。その取り消しの申し出がございました。いかがいたしましょうか。了解でよろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

それでは、林委員からの申し出に対しては、さよう決定をいたしました。

次に進みます。お願ひいたします。

宮澤副委員長 次に、あおぞらの林委員から提案がありました、岡部英則氏が「働き掛け文書」を非公開として破棄するよう動き始めたのは「知事の指示を受けて」ではなく、岡部氏の「独断」であり、岡部氏の「私が初めてこの公文書問題に対して関与したのは、2003年10月9日午前9時28分、知事から私のところにメールが来て、そのあと知事に1階知事室に呼ばれたと。その時点からの関与であります」という証言は、虚偽であり、偽証に当たるとい

う提案でございます。

小林委員長 ただいまの提案について、御意見等ございますか。

倉田委員 委員会会議録のその18、11月28日の会議録におきまして、私が岡部証人に対して質問したときの岡部証人の答弁は、「私自身は、知事から明らかな指示がない限り、知事が指示をしないのに知事のためにあれをやれこれをやれというような憶測をして動くような人間ではないです。明らかに知事から指示があったものについてのみ、知事を信じて従ってきたということです」という証言がありました。またその証言につけ加えて、小林委員長が、この件については公文書毀棄についても同じ考え方ですかと言ったら、「そのとおりです。」とこういうふうに言っておりますから、岡部さん自身が百条委員会の証言において、明確に知事の指示のもとで行ったとこういうふうに証言しているわけですから、この岡部さんの偽証は当たらないというふうに判断します。

石坂委員 この提案されております偽証認定の前段部分の「知事の指示を受けて」ではなく岡部氏の「独断」でありということが、根拠をもってそうであるかどうかの証明につきましても、私も先ほどの例と同じように、この間いただきました資料、メール、証言等、読み返して見まして、独断であったかどうかということについては、はかりかねるわけですが、この後半部分の岡部氏が繰り返し、10月9日に田附氏から知事にメールが来たのが転送されてから動いたのだと言っていることについては、虚偽ではないかということについては、賛同できると思っています。

理由について述べます。時系列的に検証してみましたけれども、公開請求が10月6日でした、土木委員会などあったために下水道課は8日に対応を話し合い、その対応の中で下水道課が混乱をしたわけです。それで2名ほどの職員があくまで正論をおっしゃって納得をしないということで、その職員から知事に直接メールが行っては困るということで、問題になっております9日の朝、早朝、田附氏が知事にメールを打ったというふうに思います。その時点で既に下水道課が騒然となっております、というのは9日以前、8日ということですよ、9日ではなくその前の日。その騒然となったのは、先ほどからいろいろ議論がありました、本来公文書であるものを私的メモということで片づけようとしたことによる職員の反発だったと思います。

ではなぜ公文書であるものが私的メモということで抑えなければならず、騒然となったのかと言いますと、この間の岡部氏の繰り返しの証言にもありますように、情報公開課の裏もとりまして、私的文書、私的メモだということで、強力に誘導した岡部氏の行為があったからこそ騒然となったのが9日以前の出来事だったから、田附氏の9日早朝のメールになったというふうに思いますので、9日、8日とこの間いろいろともめておりますが、私はこの田

附氏の9日早朝のメールの中身で、既にこのメール以前に下水道課が騒然とした事態にあった。その騒然とした事態にあったのは、本来公文書であるものを私的メモということで職員を抑えようとした。そのことによって騒然とした事態が起こったということについては確認できますので、そうしますと、田附氏のメールが転送されてから初めて知ったという岡部氏の証言は、やはり事実と違うのではないかということで、このあおぞらの御提案には賛同できると思います。

また、いろいろな証拠を挙げていけばきりはないんですけど、手短かに申し上げますと、岡部氏はその当日、10月9日、知事に打ちましたメールの中で、田附氏が当日出張で午前中小布施町に行っていたことは皆さんも御承知のとおりですが。そういう中で、お昼近くに打ちました、お昼直後ですね、1時31分に知事に報告を打ちました岡部氏のメールで、「再度来ていただきまして」となっております。この日の午前中、岡部氏が田附氏に会える可能性は物理的になく、「再度来ていただきまして」ということは、この日以前に来ていただいたことがあったと。つまり田附氏と岡部氏の接触があったということ、岡部氏のメールによって裏づけることができると思いますので、接触は9日以前であったという点で、岡部氏のこの間の繰り返し、私はこれ岡部証人だけのことを言うつもりはないんですけど、いずれにしてももう2年、3年前のことですので、岡部氏、田附氏、その他の方も含めまして、かなりこう記憶の糸があいまいになっている部分について、とりたてて追求するつもりはありませんけれども。

当初、知事室に呼ばれてメモをもらったと、これは岡部氏自身が最初から百条委員会に至る前の総務委員会の当時から、百条委員会になってからも繰り返し岡部氏自身が最初から言っていたことですが、そのメモを渡されたことが、実はそういうメモの経験はなくメールであったというふうに証言が変わったり、岡部氏自身の証言が繰り返し次々に変わっておりますことから言いましても、非常に人間の記憶はあいまいだということが、岡部氏のみならず私も含めてすべての人に言えることですが。その中で、このことについてのかかわりでは、先ほど挙げました9日朝の田附氏のメール、それから9日1時31分の岡部氏の知事への報告メール、この2つをもって、この1につきまして、特に後半部分の実際に田附氏と岡部氏の接触は9日以前であったということが事実であろうということが確認できますので、その意味で、メールが来て初めてこのことで動いたというのはやはり偽証ではないかということで、賛同したいと思います。

服部委員 これは偽証に当たらないということをお話し申し上げたい、さっき倉田委員も申しましたけれども。まず一つは独断ということはありません。これは知事からのしっかりした指示で岡部氏は動いたというふうに私どもにとっておりますから、もちろん偽証ではない。

それから8日、9日の話が今もございました。これについても、確かに8日と9日は食い違うように見えますけれども、岡部証人は、8日は決して田附証人と会っていないと、話は聞いていないときちんと証言も出しております。私どもは、これは信用します。そしてまた、確かに9日は、田附証人は小布施の方へ行っているということも事実でございます。それ帰ってきてからきちんと会っているというふうに言っています。

そして、もっとお話ししたいのは、この偽証に当たる根拠のことで説明がありますが、ここで9日10時55分に知事あてに岡部氏からメールがあったと。ここに「再度課長として決断するよう促します」と、これを非常に問題にしておりますが、このメール自体をよく見ますと、これは「牛越監理課長さんへは、再度念押しをし、あくまでも、下水道課長が課長としての責任で決めることで指導するよう依頼しました。」と、これなんですね。ですから監理課長に、下水道課長がしっかり態度をとるように言ってきたと。これを指して、また今度、午前中出張でありますからお昼に帰ってきたら再度課長ときちんと話しますよ、監理課長には話してきたと、こういうことでつじつまは合うわけでございます。ですからそんなことをしても、9日にきちんと岡部氏が田附氏に話をしたということが明快にここに出ておりますし、知事から岡部氏にメールが来て、そして1階へ行って指示を受けて動いたということも明快にわかるわけでございまして、私どもはこれをもって岡部氏が偽証ということには当たらないということですから、賛成はできません。

林委員 岡部氏が9日の午前9時28分、知事から田附氏のメールが転送されてきて、それから動いたということを一貫して言ってきておりますけれども。私は1月26日のこの提案に当たって、その裏づけも含めて細かく説明してありますので繰り返しは申しませんけれども、1点だけあえて言うとしたら、10月6日に公開請求がありました。その公開請求に対して、高見澤委員の文書での岡部氏に対する証言を求めた中でいろいろ言っていますけれども、下水道課にそういうものがあることすら知らなかったという答弁をしています。しかしながらこの公開請求文書を見ますと、この中では「小林誠一氏（長野市）トーヨークリエイト社長から県職員への働き掛けを記録したものすべて」、こうなっていますから。この10月6日の公開請求書は、既に6日に岡部氏に渡っております。それは、直接これを受け取った、公開請求を受け取った職員から私たちもじかに聞きました。その日のうちにその担当者である岡部氏にもこれが行っているんですよ。だからそのことがもう、下水道課にあること自体も知らなかったという、この高見澤氏のこの文書での尋問に対して、このこと自体が非常にもう既に正確さを欠いているというよりか、非常にもう疑義があるということもあります。

そしてもう既に、繰り返しになりますけれども、田附氏が10月8日に下水道課の中が騒然となった。そして彼が出入りするたびに言うことがまた違っているということも、百条で中

野氏、あるいは臼田氏も証言しているわけです。その日にはもう少なくとも最低2回は岡部氏と行き会い、岡部氏から強力な、これは私文書だという強力な指導を受けているわけです。そのことはもう田附氏もここで証言しております。8日に岡部氏に呼ばれて話をし、あるいは文書学事課と一緒にいった話も含めて、全部8日の動きなんですね。9日は、今、話がありましたように、田附氏は出張していた。午後帰ってきてからまた岡部氏と会っているわけですから。それらの一連の動きというのは、知事からのメールのあった以前、いわゆる知事から仮に指示があったとすれば、指示はないと思うんですけども、指示があったとしても9日ということを一貫して岡部氏は言っていますけれども、その動きは既に8日に頻りに動いているわけでありますから、これは明らかに偽証に当たるというふうに思います。

柳田委員 恐れ入ります。今のメール等に関して、岡部氏が田附氏と接触していた可能性というのは、そのメールから見ればかなり高いのかなというふうには思うんですね。ただ、それは会っていたイコール指示をしたということとは一致しないことだと思うんです。メールの中では、会っていたという事実を感じさせる文章等はあるわけなんですけれども、それが指示をした、誘導をしたということには、イコールには必ずしもならないのかなというふうに思っています。

また、田附氏自身が、彼が言ってみれば職員として、この当該事項にかかわりを持つことというのは、極めて大きい関心事でありながら、約10カ月ぐらいこのことに関しては覆すことをされないでずっとおいでになられた。そういった中で、証言を変えられるという場面ですね。そういったものに関して、信憑性が高いかどうかということも、百条委員会としては精査しなければいけないんだろうというふうに思います。

そういった中において、実際において、田附氏と岡部氏がかかわり、かかわりというか言葉を交わしたかどうか、あるいは目を合わすというか会うという、面会をすとかということに関して、私ども否定しているわけではないんですけども。そのときに誘導をしたということに関しては、田附氏の証言しか裏づけるものがございません。そういったものに関して、二転三転する証言に関して、偽証とまで断言できる材料にはなり得ないというふうに思いますので、お話をさせていただきました。

清水委員 今、林委員おっしゃったいろいろ証言、また記録もございます。それから我々の調査した記録もございます。これは、実は田附氏と岡部氏が接触した日にちについては、どちらの証拠も、初めて会ったのが8日という話、9日という話、両方どちらの証言からも出てきました。初めにこの百条委員会というのはやはり、基本的には罪人をつくらないという話もございましたけれども、どちらが正しいか認定できない部分が正直言ってこれは出てきているわけでありますね。必ずどちらかが正しいのかもしれませんが、我々のこの調査の限

度では、やはりこれは範囲を超えてしまうものだというふうに思うわけでありまして、したがって、どちらが正確かが不確かである限り、これを事実として認定する、すなわちこの場合は、岡部氏の証言が虚偽であるということを認定することはできないというふうに私は思います。

毛利委員 この問題では、9日の早朝、7時48分に田附さんが知事あてに、前日、8日にごたごたしたということを報告するメールを送って、それを受けて知事が7時59分に宮津さんに、「どう対処しますか」というふうに添えて転送したわけです。そうしたら宮津氏は、そのメールの中身で言いますと8時52分に、「岡部さんが対応していますので、追って報告があると思います」とそういうふうにして、どう対処しますかということにかかわっては、宮津さんは追伸ということで、「下水道課長に、しっかり課長としての職責で判断なさというのが最も大事なことでしょう。」というふうに進言しているわけです。これは県の情報公開制度のルールからいっても、まっとうなというか、適切な私は意見だというふうに思うわけです。

したがって、今、どっちが先に接触したとか、あるいはどっちを偽証かというふうに言っているわけですが、これらを受けて時系列的に見てみますと、先ほど10時55分の岡部氏から田中康夫さんに対するメールについて、服部委員は、これはあくまでも再度念を押すということは、やっぱり前に何かあったということだから再度なんだけれども、牛越課長に対して言っているというふうに言っていますが、このメールそのものは、それは2つ言っているんですよ。「牛越監理課長さんへは、再度念押しをし、あくまでも、下水道課長が課長としての責任で決めるよう指導するよう依頼」と。それで云々とずっときて、「田附課長さんは、午前中出張との事です。お昼に会って、再度課長として決断するよう促します。」ですから、それは田附課長に対して言っていることでありまして、ここで再度ということを行っているということがまず一つのことと、それからそういう中で、先般、陳述書が出されてきておりますが、このところは、岡部氏は非常にこだわって、ここに、彼は10時55分にメールを打ったあと総務委員会に参加をして、総務委員会が終わって、田附氏が戻ってきたので1度目の相談を行ったということで、またとりたててここが最初だということを中心に強調するわけです。しかし時系列に見ても、先ほど申し上げたみたいに、宮津さんも岡部さんは対応しているというふうに言っていますし、自分もまた再度ということで念押しをしているというふうに言っておきながら、改めてまたここで1度ということ、陳述書を出して、これは全面的に田附さんの証言に対する反論というような形で出されてきているものでありまして。だからここをどういうふうに見るかという点で言いますと、偽証というふうに言った場合には、意図を持ってするということですから、明らかに意図を持って、自分はそこが、

いずれにしても9日の田附さんが出張から帰ってきてからのことだということを強調しているということは、やっぱり岡部さんが偽証をしていると。意図を持ってそういうことを証言しているというふうに認定できると思いますので、私はあおぞらから提案されている部分につきまして、賛同いたします。

林委員 けさの新聞報道でも、この百条委員会、県民が非常に注視をしておりますから、今、清水委員の方からも話がありましたけれども、私はこの百条委員会というものは、あくまでもやっぱり事実に基づいてこの認定を行わなければならない。当然のことです。しかしながら今回のこの一連の問題は、岡部氏が非常に1月21日の信濃毎日新聞ですか、その社会面のトップに載ったときに、知事室で北原氏の同席はなかった、知事だけがいたということは、新聞で大きな見出しになっておりました。あるいは2月14日の総務委員会では、北原氏が同席をした、またそういうふうに何度もいろいろの証言を変えておるわけですね。

そしてこの問題が始まった根拠は、やっぱり岡部氏がすべてこうした新聞への報道、あるいは関係職員の名を挙げてこれに巻き込んで、北原氏、あるいは倉島氏、また牛越氏については、先ほども出ましたけれども、牛越氏が公開することがよいのではないかということで田附氏を呼んだと言っていますけど、私たちも牛越さんと直接会いましたけれども、課長として判断すべきことだという以外一言も言ってないんですね。だからそういう点では、次から次へといろいろの職員の名前を挙げてはしているわけですが、そのことが全く事実を立証するに至っていない。岡部氏が一方的にそうした職員の名前を挙げているにすぎない。言ってみればそうした職員の皆さん方も、これに対する私は被害者であるというふうに、そうすら思うわけであります。

そしてこうした岡部氏が住基ネットの問題で知事からはずされて、このメールが久々に来て、もう一度知事の側近でやりたいという思いから、自分が飛びついたということすら証言しているわけですね。そういう中で、一連の問題は、この総務委員会もそうでしたし、百条委員会も、岡部氏のストーリーで全体が動いていた。そのことは非常に私、事実であると思うんですね。そのことは一連の事実で明らかになってきております。そういう視点から見れば、この岡部氏が独断で一連の動きをずっと行ってきたという流れ、そしてそういうものは極めて意図を持って行ってきた。このことは偽証に十分当たるといって、その点は私たちが1月26日に示した一連の資料の中でも明らかであります。よってこの偽証というのは、当然これに値するというふうに思うわけであります。

石坂委員 簡単に1点だけ意見を述べたいと思います。先ほど清水委員から証言が大きく食い違う場合には断定できないと、私もそう思います。でも皆さん食い違っている田附さんの偽証を認定されて、それはどう説明されるのかなと思いますけど、それは置いておきまして。

田附さんの証言に対し岡部さんが最後に陳述書を出されました。それを見まして、私はこのあおぞらさんの提案に賛同せざるを得ないなと思いましたので、理由を簡単に述べます。

質問、高見澤さんからでしたか、出されました4番に、田附さんの証言ですけれども、先ほど私も指摘をしましたけれども、岡部さんからの指示で、公文書にならない、これは私的メモだということを課の職員に押しつけようとして課が騒然となったことから、このことが起こったのであるということで田附さんが証言されました。それに対して岡部さんは、実は総務委員会以降一貫して私的メモだよと、公文書ではないよと、だから公開しなくてよいんだよと、証拠もなくせということをやイニシアティブを持って主導してきた、誘導してきたのは自分であると。田附氏にはそのことでの責任はないと、そういう証言をずっと最初からされてこられましたけど、終盤これが変わりました。そして、陳述書の中でもこの点、「10月8日は土木部内の議論の段階であり、公開するとの方向を変更し、公開しないとしたのはあくまでも、決定権者である田附氏の判断であると考えます」ということで、ばっここで田附さんに責任を押しつけているんですね。御自分が、自分の責任で田附さんを誘導してきたんだとずっと言ってきたことは一体どうなるのでしょうかということ、私はこれだけでも十分偽証に値するということで賛同したいと思います。

服部委員 時系列の話も出ました。先ほど9日の話が出ましたが、これは、9日は総務委員会はやってないんです。それで8日に、これ総務委員会に出席、岡部氏が出ているから、きちんとその田附氏とは会ってそういうことを話はしてないと、こういうふうにはきちんとやっております。そして、田附氏が9日に帰ってきてからきちんと話すということは、知事とも話してしまっていてそのとおりやっているわけですね。やっていて、先ほど話がありましたけれども、「田附さんに再度来ていただきまして」というのは、その小布施へ行った9日、その帰ってきてからのことをきちんとメールで言っていますから、すべて合うわけです、これどう見たって。ですからすべて時系列的に、すべて合いますので、私どもは、これはきちんと、岡部氏はきちんとしたことを言っているというふうに思いますので。そしてまた田附氏は、10月8日という話は、改めてその話をまた私どもに証人として出頭、わざわざ取り消してきたわけですから、それから見ましても岡部氏はきちんとしたことを言っているし、行動も確かだということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

木下委員 9日と8日の問題はありますけれども、この、今、偽証と言っている問題は、岡部氏がこの問題の文書について関与したという、関与というところが肝心なところだと思うんですけれども。ですから9日以前に、一般論として課長はしっかりしろと、そして課長の姿勢が大事だよというようなことを言ったかどうかという、そういう接触はあったかどうかということは、ちょっと定かではありませんけど、そういうこともあったかもしれないと。

そういうことはあったと思うんですが、あったかもしれないけれども。要するに文書を公開するなというふうに出したのは、この、知事に会ってからということだろうというふうに私は思うんです。そうでないと、この岡部氏も陳述書でも言っておりますけれども、そんなことを私の独断でできることではないし、やるべき性格のものでもない。それで、それだから知事がそういう指示があったから、そこからいわゆる関与。関与というのは、もう公開するなとかいうことについて、働き掛けをしてきたと。こういうことであって、ですからこの関与については、この岡部氏の証言どおりだと思うわけでございまして。そういう意味では、これは、このことをもって偽証ということにはならないと、私は思います。以上でございます。

清水委員 先ほど石坂委員から御指摘がございましたので。私が申し上げているのは、この場合は、田附さんはこれだけ重要な記憶がずっとなくて、それで最後に出てきたわけですね。ということは、いかに3年間、4年間というものが過去の問題で、それこそ時間のかなたの問題でありまして、記憶があいまいになっているかということだと思っただけですね。と同じことは、当然岡部さんにも言える可能性は十分あるだろうというふうに私は思っています。ですからどちらとも言えないのではないかと言いました。先ほど田附さんの話は、起きた行動でありますので、これは周りの証言が出ていますから、それは認定できるという話をしたわけでありまして。したがって、あいまいな記憶に基づいたものをここで認定することは、私たちは百条委員会としてのあり方として問題があるのではないかと。ですから今回、この問題については認定できないと言ったわけでありまして。

倉田委員 先ほどの林委員の御発言の中で、岡部さんが独断で絵をかいてやったと、基本的に言うと、こういうことではございますけれども。これはやはり独断でやったなんていう根拠はどこにもないわけではございまして。基本的に、先ほど田中知事の指示による公文書破棄ということ多数決で認定をしていただいたというその立場からすれば、やはり、さっき私が最初に申し上げたように、知事の指示なくして岡部氏個人が勝手に動いて、独断で公文書破棄をするという指導的な役割を果たすわけがないわけですから、これは論理的に言っても、林さんの言っていることは当たらないということではございまして。私はだからそういう点では、清水さんが言っているのとは違った意味で、これは偽証には基本的に当たらないという立場でございます。

高見澤委員 私も、今、林委員の御提案されている内容の中で独断でと、それから先ほどの発言の中で、独断で誘導したと、岡部氏がね。この件につきましては、やはり今、倉田委員の発言と同様でございますけれども、いずれにいたしましても独断ということはあり得ないですね。これは田中知事に対して、当時、メールで報告したり、やりとりを見て、一連の

メールを見れば明らかなおりでございまして。確かに作業的には、誘導しているような作業をされたと思います。けれどもこれは独断でやったのではなくて、あくまでもこれは知事に伺ったところが、知事ははっきりとこうしなさいとは言わないけれども、やらざるを得なくなった。そういった立場を見ると、やっぱり独断ということは、これはあり得ない。

それとあとは、8日、9日という話の中においては、先ほども出ています岡部英則氏の陳述書を見る限り、この8日にいろいろ作業をされたということは、私は考えられない。そういった意味においては、これは偽証には当たらないというふうに私も判定いたします。

林委員 重複しないように2点だけ申し上げます。先ほど服部委員が、岡部氏が8日は総務委員会があつて田附氏と会う時間などはなかったということを何回か証言しています。それでそのことも指摘されました。8日の総務委員会の記録を調べてみますと、10時半から11時49分、1時30分から2時19分、2時21分から3時16分、3時36分から4時45分、これで終わっています。だからこの間の休息、11時49分から1時30分、あるいは3時16分から3時36分と4時45分過ぎには十分会う時間もありませんし、田附氏は岡部氏に最後に会ったのは5時15分過ぎと証言しています。だから総務委員会があつたということで、岡部氏が田附氏と接触する時間はなかったということは、全く当たらない。十分この可能性はあつた、この時間的にこれは明らかであります。

それから岡部氏が誘導したという問題でありますけれども、これは岡部氏自身が証言しておりますが。こうに言っているんですね。これは回答書から、知事から指示がなければ公開と判断する。公開することによって受けるダメージと、公開しなかったことが後日明らかになったときの受けるダメージを比較すれば、後者が圧倒的に大きいからだと。当時、住基ネットの対応で「報・連・相」をおろそかにしたことを知事から叱責されていたため、同じ過ちをしない、こう言っていますけれども。彼が、こういう意味では、将来にわたって知事が受けるダメージをどうしたら緩和できるのかという立場で、もう意図的に彼がこの問題については動いていたというのが明らかであります。

だから9日の知事のメール、もうそれ以前に岡部氏と田附氏は何度も接触しています。それで田附氏の証言のとおり、彼は岡部氏のサジェスションによって、公文書、私文書の問題を行き来するわけですね。それはもう8日、だから知事の指示のある以前ということは、非常に時系列的に見ても、あるいは数々のメールや証言の内容からでも明らかであります。だからそういう点から見ると、知事の指示がない限りやらないという岡部氏の証言という、その後証言も訂正したわけでありましてけれども。そのことは全く当たらないし、この事実関係から見ても岡部氏が一方的に動いてきた、このことは非常に明白であります。よって偽証に当たると改めて主張したいと思うわけであります。

小林委員長 いいですか。以上で討論を終局いたします。ここで12時50分まで休憩します。

休憩時刻 午前11時59分

再開時刻 午後12時52分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。それでは、先ほど討論の終局をさせていただきます。引き続き採決に移ります。先ほどの提案に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

賛成少数、よって不採択であります。

次に進みます。お願いします。

宮澤副委員長 岡部英則氏証言の「出さない方向で調整して」という、9日知事室での「知事の指示」は、岡部氏の作り話であり、偽証に当たるという提案であります。

小林委員長 ただいまの提案に対し、御意見等ございましたらお願いいたします。いいですか。それでは討論を終局して、採決に移ります。ただいまの提案の問題につきまして、採決を行います。提案に賛成の委員の挙手を願います。

(挙手少数)

挙手少数。よって不採択であります。

以上で、付託事件の1と2の項目の論点整理は終了いたしました。議事の都合により、議会運営委員会終了後に再開をいたします。暫時休憩といたします。

休憩時刻 午後12時54分

再開時刻 午後2時34分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。次に、付託事件の3番目の項目、県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項についてであります。最初に、稲荷山養護学校改築事業における知事後援会関係者の働き掛けについて、順次発言を求めます。

清水委員 それでは、稲荷山養護学校の改築事業における田中知事後援会関係者による働き掛けについて、論点整理をさせていただいたものを発表させていただきたいと思っております。なお、一個一個の事実というよりも全体が一つの事柄になっておりますので、最後の総括まで一個の事案として認定を願うものであります。よろしくお願いたします。

初めに概要。平成12年6月に稲荷山養護学校改築研究委員会が立ち上がり、老朽化が進む稲荷山養護学校の改築が検討され始めた。平成14年10月10日に、それまでの木質化から梁(はり)や柱などに木材を使う木造化にしたいと田中知事が当時の中村住宅部長に話す。翌日、島田基正県議、木材会社専務宮澤広一氏、木製家具デザイナー小田原健氏の3人が3階の知事室に入り打ち合わせをした。3人はその後稲荷山養護学校まで行き、現地で話し合いをし、その晩、島田基正県議は中村住宅部長に、従前のRCで建設時の単価表をFAXさせ、それを宮澤広一氏に渡し、彼は1枚の提言書を書き上げる。そこには、どうしても木造化で進めてほしい、金額は56億円ほどになること、そして何よりこの事業を成功させるには、知事の意向を理解した設計者が必要なことを提言している。

結果、知事は10月7日に指名したばかりの指名型プロポーザル審査委員全員を変更する。そして公募型のプロポーザル方式に変更し、その審査委員会のメンバーを田中知事自身が選任することになる。そしてその審査委員長となったのが團紀彦氏である。彼は田中知事とは旧知の仲であり、田中知事に献金をしている人物である。また審査委員のメンバーには稲山正弘氏という人物がいるが、彼は設計を落札することになる北川原設計事務所の協力会社であり、選考委員と被選考会社がこのような関係者であることは非常に不可解な選考過程であった。

北川原設計事務所の実施設計でこの改築事業は始められ、建設工事は落札され、工事は始められた。当初のRC構造から木造化にしたため、梁等の構造材はカラマツの長尺材を使用することになり、このため建設会社から木材の調達を任された上伊那森林組合は、長尺カラマツの乾燥矯正の加工ができる上田市にある協同組合に木材の発注を行った。この協同組合は、島田基正県議の身内が経営する協同組合であり、木材会社の代表者はその組合員である。つまり結果として、島田基正県議、そして田中知事後援会「しなやか会」副会長が関係する会社が、この稲荷山養護学校の建築に要する主要木材を納入することとなったのである。以上が概要であります。

続きまして、違法性及びそれに類する疑義。 、田中知事による後援会幹部及び関係者に対する特別の便宜供与の疑義。 田中知事が平成14年10月10日に稲荷山養護学校改築に関して、従来の木質化から柱などの構造材まで木質で実施する木造化にしたい旨、中村住宅部長(当時)に話をした。翌日の10月11日午後2時30分に、知事後援会幹部である島田基正県議及び知事後援会である「しなやかな信州をはぐくむ会」副会長の身内であり木材会社の専務である宮澤広一氏が、知事室にて木造化の推進について話をしたとされている。資料編は割愛しますが、資料編の1番、2番、3番を参照いただきたいと思います。

島田県議は平成14年10月11日夜、中村住宅部長に対して県の積算資料をFAXで送るよ

うに指示している。記録によれば、このとき送られた資料は「単価表」と言われている。このときの異常性については、12月2日の百条委員会で永井証人が「相手から求められることは今まで経験がない」と証言している。いかにこの行為が特別なことだったか証言をしている。これは資料の4番を参照いただきたいと思います。

以上から、当時関係業者による名刺営業も禁止されているさなか、後援会関係者という立場を利用し、県のトップである知事に直接面談し、木造化の推進を進めるように陳情を行い、加えて稲荷山養護学校の改築に関する県の重要資料を住宅部経由で入手することができた。このことは、田中知事みずからによって「知事後援会幹部及び関係者」に対して特別の便宜を与えたことによって可能になったことであると判断される。

、田中知事により、予定した設計業者に設計業務が発注されるようプロポーザル審査委員会の決定を操作した疑義。平成14年8月に決定した指名型プロポーザルによる稲荷山養護学校改築事業の実設計業者の選定の審査委員を、知事再選後の10月7日に急遽田中知事は変更した。さらに10月10日の知事による「稲荷山養護学校の校舎の木造化」の表明に伴い、その10月7日に住宅部が選任した審査委員全員を解任し、中村住宅部長（当時）の証言にあるように、11月22日には田中知事みずから選任した公募型プロポーザル審査委員会の委員により、実設計業者を決定した。このことは、実設計事業者を決定するプロポーザル審査委員会の委員の人選は二転三転し、最終的には田中知事の意味を理解した者が選任されたと思われる。これが資料の5番を参照いただきたいと思います。

県教育委員会自律教育課から本委員会に提出された記録によると、田中知事は、北川原設計事務所と仕事上で関係の深い稲川設計事務所をプロポーザル審査委員会委員に任命しており、調査によればプロポーザル選定委員に公募の業者に関係すると思われる委員がいる場合は、通常は委員が辞任するか、応募しても無効と判断を委員会が下すことが通常の例だということが調査の結果判明した。

以上の点から、田中知事は、予定した業者が実設計業務を受注するようにプロポーザル審査委員会の審査委員をみずからの人選で行い、かつ審査委員の中に落札した北川原設計事務所に近い人物を入れるなど、田中知事の意味のとおり実行するように操作をしたと判断できる。

、予定した設計業者をなぜ選定したのかという疑義。10月11日に田中知事に面談した宮澤広一氏は、木造化を進めるには知事が設計業者を選定することで可能であると10月15日の田中知事あてのメールを出している。またその意図として、もっと詳しい専門家に任せれば木造化に変更することも可能であると提言している。これは資料編の6と7を参照いただきたいと思います。

提出された記録等から大幅な変更で一番の支障になっていたのは、開校時期の遅れと予算面での問題であったことは読み取れる。したがってこれらの問題を解決し、木造化で稲荷山養護学校の改築を進めるには、知事の意を酌んだ、木造化の建物の実績が多い業者でないとこの事業の実施には不可欠な条件だと決断したと思われる。

さらに、で認定した設計業者は、平成9年に上田市で市の施設である木造の建物を設計しており、調査の段階で、上田市在住の木材業者とはその時点から知り合いであったことが推測される。

以上の点から、で認定した業者を実施設計業者として選定する必要があったのではないかと判断できる。

、「働き掛け」によって後援会幹部及び関係者は、利益を得ることができたかという検証。島田県議は、氏の妻が経営する協同組合が、稲荷山養護学校改築に使用する木材の受注をした事実を証言している。また宮澤広一氏の母親は、協同組合の組合員である。したがって金額の多寡はともかくとして、田中知事後援会関係者の関係するこれらの企業及び個人に何らかの利益を得ることができたと判断できる。これは資料の8と9をごらんいただきたいと思います。

以上の点から総括です。以上 ~ により、以下のように総括する。1、木質化からより多くの木材を使用する木造化に大きく方針が変更される過程で、当時田中知事後援会の幹部及び関係者がその地位を利用し、その決定に大きくかかわった。

2、より多くの木材を使う木造化を進めるために、その設計業者の選定も知事に「働き掛け」、公募型プロポーザル選定方式という形式はとったものの、実際は実施設計業者を決定する審査委員全員を知事が一方的に決め、結果として予定された設計業者に稲荷山養護学校の実施設計が決定することになった。

3、これにより田中知事後援会幹部及び関係者が、その地位を利用し、彼らがかかわる企業が稲荷山養護学校の改築事業に際して木材を納入することとなり、利益を得ることができたものと判断される。

4、以上のようなことから、稲荷山養護学校改築事業に関して、公正な入札が妨害される等、田中知事が深くかかわった田中知事後援会関係者との間の違法と疑義される不適切な関係については、百条委員会の権能である調査権ではその「調査」には限度があり、また当事者等の積極的な協力が得られず、この疑惑についてはすべて解明するに至らなかった。

以上であります。なお資料編については、読むのは割愛させていただきたいと思います。小林委員長 ただいま清水委員から提案のありました件につきまして、御意見等ございましたら発言願います。

石坂委員 まだ最終的な十分な精査ができていませんので、若干の休憩をお願いしたいと思います。

小林委員長 今、休憩動議ですが、ちょっと時間的にありまして、2番目も提案した後にということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、今の稲荷山養護学校につきましては、そういう猶予をとりたいと思っております。

次に、「おはなしぱけっと号」のデザイン仕様変更に伴う変更契約について、順次発言を願います。

小池委員 それでは「おはなしぱけっと号」の調達に関しまして、事実認定の申し入れをお願いしたいと思います。それでは順次読み上げていきます。よろしくお願いたします。

委員会報告事実認定への申し入れ1、事実、既に「おはなしぱけっと号」については株式会社長野舞台に委託されていたにもかかわらず、そのデザインを田中知事と親交のあるデザイナー安齋肇氏に依頼するよう、田中知事から当時の県教育委員会杉本次長に話があった。この件について事実認定を願います。根拠として、本委員会での杉本証人の証言並びに上原証人の証言、山岸証人の証言及び山岸直樹氏が作成した「おはなしぱけっと号」の契約に関する経過を記録した内部文書によります。

申し入れの2番目、「おはなしぱけっと号」のデザインを田中知事と親交のあるデザイナー安齋肇氏に依頼するよう、当時の県教育委員会から長野舞台へ指示があった。この件について事実認定を申し出ます。根拠としまして、長野舞台取締役今井氏の証言及び山岸直樹氏が作成した「おはなしぱけっと号」の契約に関する経過を記録した内部文書です。

認定の申し入れ3番、田中知事の指示による「おはなしぱけっと号」のデザインの変更に關しては、当時の県教育委員会瀬良教育長、杉本教育次長及び文化財生涯学習課が組織的にかかわっていた。この件について事実認定を願います。根拠といたしましては、本委員会での杉本氏の証言並びに長野舞台取締役今井氏の証言及び山岸直樹氏が作成した「おはなしぱけっと号」の契約に関する経過を記録した内部文書であります。

申し入れの4番、田中知事の指示による「おはなしぱけっと号」のデザインの変更に關しては、田中康夫知事の東京での政治団体「田中康夫ネット」の代表であった平山誠氏（現在は新党「日本」事務総長）が仲介していた。この件について事実認定を願います。根拠といたしましては、本委員会での杉本氏の証言並びに山岸証人、北原証人の証言です。

申し入れの5番、安齋氏へのデザイン料は大体100万円であると、東京の平山氏の事務所において平成15年11月6日に、平山氏と杉本次長、北原氏、山岸氏の4名の打ち合わせにおい

て平山氏から話された。この件について事実認定を願い出ます。根拠といたしましては、北原証人、山岸証人の証言並びに県教育委員会から今井氏にデザイン変更と100万円の数字が示されたとの今井氏の証言であります。

申し入れの6番、知事から「おはなしぱけっと号」の予算について青山出納長と詳細について相談するように話があり、青山出納長と上原課長、徳竹補佐との話の中で「以後デザインを安齋氏に頼んだ旨の話は庁内とするな」と青山出納長から指示があった。この件について事実認定を願い出ます。証拠としては、山岸証人の証言並びに山岸直樹氏が作成した「おはなしぱけっと号」の契約に関する経過を記録した内部文書であります。

申し入れの7番、後援会幹部平山氏を通して安齋肇氏にデザイン変更が外注されたことが記載された株式会社長野舞台提出の「契約変更願書」のデザイナーの項目を、当時の県教育委員会文化財生涯学習課主任であった山岸直樹氏は課の上司の指摘により、株式会社長野舞台に無断で偽造しました。この件について事実認定を願い出ます。証拠は、株式会社長野舞台の担当者であった今井取締役の証言及び教育委員会山岸主任の証言です。

申し入れ8番、総括。県教育委員会が平成16年度に運行を始めた移動図書館「おはなしぱけっと号」の車体のデザインについて、プロポーザルにより長野市内の業者長野舞台が車両の装備一式を受託していたにもかかわらず、田中知事と親交があり知事のマスコット作成者であるイラストレーター安齋肇氏に依頼するよう県教育委員会の杉本次長に指示し、県経営戦略局が両者の調整をする中、県教育委員会と田中康夫知事の東京での政治団体「田中康夫ネット」の代表であった平山誠氏の間で、安齋肇氏にデザインを依頼することと、そのデザイン料を決めました。この田中知事による業務契約への不当な介入は、県の入札制度に対する信頼を著しく失墜させました。さらに、これらの事件を隠ぺいするために、株式会社長野舞台から県教育委員会へ提出された「契約変更願書」を県職員が偽造する違法事件にまで発展しました。

また、この件については、青山出納長、瀬良教育長、杉本教育次長等、田中県政の幹部をはじめ県教育委員会の担当課が組織的に関与していた証言があり、田中県政の隠された実態が明らかとなりました。

なお、この件に関しては、平成16年12月定例議会文教委員会において、当時の瀬良教育長及び教育委員会職員が、その事実関係を認め謝罪しています。

本件は、田中知事をはじめ県幹部が法令を無視した行為を組織的に行っていた事件であり、県民の県政への信頼を裏切った重大な問題であります。この件について、事実認定を願い出ます。以上であります。

小林委員長 議事の都合で、続いて提案だけしていただいた後に休憩をとりたいと思ってお

りますので、3の問題について、特に御発言がございませうか、御提案がございませうか。よろしうございませうか。

それでは4の問題に移ります。引き続き付託事件の4番目の項目、住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項につきまして、順次発言願います。

鈴木委員 私の方から主尋問者の立場で、住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する問題点等を、所見を述べさせていただきますと思います。あらかじめお手元に各証人の証言内容を精査したものを含めた論点整理書が行っておりますが、時間の関係の都合もございませうので、簡潔に申し述べたいと思います。別刷りでぺらで3ページになっていませう。よろしうございませうか。

住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項についての認定事項ということではありますが、まず背景・経過について。

(1) 田中知事は、総務省が導入を進めていた住民基本台帳ネットワークに反対を表明しており、たびたび住民基本台帳ネットワークからの離脱の可能性を示唆していた。

(2) このため、住民基本台帳ネットワークからの離脱の可能性を探ったが、離脱ができないことが判明すると、本人確認情報保護審議会において、いくつかの市町村でインターネットとの接続が続いていたため、侵入実験はすべきとの意見が出されたことを踏まえ、住民基本台帳ネットワークシステムのインターネット接続の危険性を検証することを目的に侵入実験の実施を表明した。

(3) 実際には市町村のインターネットの接続は切れており、侵入実験の意味合いはなくなったにもかかわらず、実験への反対、批判をかわすため、情報を完全にコントロールする中で、インターネットからの侵入実験を実施した。しかし、インターネットからの侵入が不成功に終わったため、実験結果を公表しないまま、さらに総務省からその内容及び手法について強い批判を浴びた、内部からの侵入実験も強行した。

(4) この一連の侵入実験を行うためには、侵入実験の前に、業務委託契約を締結する必要があったが、知事の指示のもと、実験の実施を優先することから法令等を無視する形で侵入実験が行われた。

次に、「一連の契約行為・事務処理について」申し上げたいと思います。まず、法令等との関係について。侵入実験は、職員及び侵入実験の受託者が阿智村に到着した時点で、確実に実験に着手したとみなすことができる。一方で、契約の締結については、決裁権者である総務部長の決裁が行われたのが、早くても22日の午後であり、かつ地方自治法及び財務規則が求める契約書の締結は、関係する証人の証言から、明らかに22日よりあとであったことが認定できる。したがって、当該契約は、地方自治法及び財務規則が求める契約手続を完了す

ることなく行われた行為と認定できる。

事務処理について。住民基本台帳ネットワーク対応チームは、当初、市町村への審議会提言の内容についての説明会の開催に目的を限定して設置され、設置についての内部決裁手続がとられ、メンバーへの辞令交付も行われた。その後、担当業務に、侵入実験の実施を追加することについては、内部決裁の事務手続をとることなく、事務処理を行った。さらに、住民基本台帳ネットワーク対応チームの業務が事務所管課の責任者である市町村課長へ報告されることもなく、極めて「ずさん」な事務処理が、知事、岡部英則証人、松林憲治証人という県の幹部職員の指導のもとで行われていたことが認定できる。

法令等を無視した行為について。こうした一連の事務処理が、知事、岡部英則証人、松林憲治証人を中心として、組織的に明確な認識を持って行われたことであり、知事の指示を受けて、法令等を無視した行為を行ったものであると認定できる。

総括。本件については、法令遵守を指導監督すべき立場にある知事及び部課長級職員を中心とする県組織が、組織的かつ意図的に法令等を無視した行為を行い、県民の県政への信頼を失墜させた重大な問題としてとらえる必要がある。

次に、侵入実験に係る業務委託契約についてであります。一連の侵入実験に係る業務委託契約については、住民基本台帳ネットワークシステム対応チームの松林憲治証人、宮津雅則証人が行っていたことは明らかであります。さらに、業務に関する仕様書は、非常に漠然としたもので、見積もりもできないレベルのものであることが明らかであり、業務委託契約先と打ち合わせをする中で、具体的な契約額も確定されたものと推測することができる。そのような、相手方との打ち合わせ等が行われた結果、非常に高い落札率となり、これは、業務を受託した相手方からの見積書が金額のみで内訳がないことから極めて不自然である。また、特に第三者評価の業者選定においては、各証人の証言から、知事の関与も認められる。

次に、県議会の予算審議権についてであります。シークレットで実験を実施するためとの理由で、補正予算または専決処分という事務手続をとらずに、既存予算を流用するという、ある意味で異例の手続で行われております。侵入実験に係る一連の業務委託契約を検証すると、極めて異例な支出であり、仮にこうした既存予算からの流用が予算執行者の判断により際限もなく許容されたとしたら、議会の予算審議権は無に等しいものと言わざるを得ない。知事は現状の事務処理が適切でないこと及び本来補正予算を計上すべきであることは十分認識していながら、適正に事務処理を行うように指示する等の適切な対応はとらなかったと認定することができる。また、一連の業務委託契約は、補正予算を計上して対応すべきものであったという認識は、多くの証人も証言しているところであり、補正予算を計上すべきであったと考えられる。以上のことから、議会の予算審議権との関係では問題があるというこ

とは認定できる。

終わりに、第三者評価の業務委託契約についてであります。第三者評価業務を実質的に委託することを決定したのは、知事自身であると認定できる。以上であります。

小林委員長 ほかに第4点の項目について提案がある方は挙手願います。よろしゅうございますか。

石坂委員 今、大きく3点提案されていますので、できましたら3つ含めて1時間ぐらいはお願いしたいんですけども、御配慮のほどをよろしく願います。

小林委員長 わかりました。4時まで暫時休憩をとって、そしておのこの意思決定をしていただくということをお願いしたいと思います。

休憩時刻 午後3時4分

再開時刻 午後4時1分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。これより順次論点を整理していきたいと思えます。

最初に、付託事件の3番目の項目、県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項のうち、稲荷山養護学校改築事業における知事後援会関係者の働き掛けについて、志昂会の清水委員から意見開陳がありました件について、採決してまいりたいと思えます。その前に討論のある方は挙手して発言願います。

毛利委員 稲荷山養護の関係については、先ほど清水委員の方から総括的に採択してほしいということでしたので、そういう立場で御意見を申し上げたいと思えます。5ページの4番のところに書かれている内容については、これは島田県議が積算資料などを当時の住宅部長にファックスで送らせるというような、かなり特殊な地位を使ってというか、ことでやらせているという問題については、いかがなものかというふうには思えますけれども、ここに書かれているように、この調査を通じて違法と疑義される不適切な関係については、百条委員会として解明するに至らなかったという点については、意を同じくするものであります。

しかしながら、1番で言われておりますように、これはとにかく木が大好きで、木をぜひ使ってほしいというふうな後援会のメンバーであり、また業者である皆さんが、そういう思いの中で加わっていることではあります。この経過を見ますと、最初に知事の考え方として、本当に体の不自由な子供たちのためにつくる校舎が、本当に温かい木の香あふれるものになりたいという思いがあって、その自己決定をした上で参考意見の一つとして聞いてきているというふうな経過であります。この地位を利用して決定に大きくかかわったというの

は当たっていないのではないかというふうに思います。

またこの2番の設計業者などを特定の業者にというふうなことで決めていったということですが。この間、証人ということをお願いいただいた宮澤さんにいたしましても、本当に自分が長野県に住み、長野県の木を使って何とかそういう木の、ふんだんに木を取り入れた構造物をつくりたいという思いの中で、資料のナンバー6、ナンバー7にもありますように、自分は全体的な躯体構造まで設計できるような力量は持っていないというふうな中で、もしそういうふうにするのだったら、自分よりも専門的な業者がいるから使った方がいいのではないかということをお向きに提案しているということでありまして。このことで利益誘導をしたということは言えないというふうに思います。

それから3番目ですが、木材業者と、それから知事後援会幹部であるということとのかかわりについて書かれているわけですが。これは、材木を仕入れたところは協同組合というところで、協同組合ですからいくつかの事業者が共同してこの組織をつくっているわけで、そこから仕入れたということであって、その中に加わっている一つ一つの事業者が特定の利益を得たということは断定できないので、これについては妥当性を欠くというふうに思います。

したがって以上述べましたように、全体を一括ということであれば、先ほど申し上げましたように、一致できる点と一致できない点があるということで、全体としてはこれを了とするわけにはいかないということでございます。

林委員 1の問題で、木質化より、より多くの材木を使用する木造化にという点ですけれども。これは何人かの証人も証言しておりましたが、知事に対して木造化という提言はしていないですね。これは知事の深い思い入れであって、循環型社会をつくる、信州の木を使うという上での木造化を知事が強く思っていたと。だから関係者の証言の中でも、木造化まで言及はしていないという点が証言で実際にあったというふうに思われますから、これについては非常に、この認定については無理があると思います。

また2番目の問題ですね。これはプロポーザルの問題もすべて公開で行われているわけですから、特別それが、知事はその決定に対して一方的な知事の方で決めたということとは当たっていない、このように思います。

3つ目の関係業者が利益を得るという点ですけれども。これは建設会社が一括受注をし、さらに上伊那森林組合に材木の納入は依頼をしたと。また納期が短いために、上伊那森林組合が和田の小林木材、あるいは瑞穂、上伊那森林組合と、さらに協同組合、この4社に分けて発注、下請に出したわけであって、これらの業者を見れば、それぞれがみんな知事の後援会とかかわっているということは、この協同組合はその役員でもあったわけですが、そういう見地でこれらが発注されているということは、上伊那森林組合は出ていないわけで

あります。よって、特定の業者が利益を得るという点は、少なくともこの全体の流れから見てもそのような仕組みにはなっていないし、その事実はないというふうに思います。

また、協同組合自身にしてみても、実際にそこで請け負ったのが、5メートルと5.5メートルの長尺物であって、そこにある乾燥機は8メートルであって非常に効率が悪い。全体から見れば7割ぐらいしか入らないということで。この業者から言わせれば、利益が出るのが非常に厳しい納入価格であったというふうにもお聞きしているわけですから、これは非常に、この木材の納入は特定の業者の利益を得るということは、その実態はないのではないかとこのように思います。

また4番目の問題ですけれども、公正な入札が妨害されるというような、こういう全体の流れからそういう事実は私はなかったというふうに思って、この4点についての認定については反対をします。

清水委員 何点かありましたので、ちょっと私なりの考え方を述べさせていただきたいと思えますけれども。まず1番のところ、木質化と木造化という強い知事の思い入れという話と、業者の皆さんのこの思いがあったという話ですけれども。木質化という前提でずっと話があり、平成13年、14年の前半はずっと木質化を、逆により進めるという話であったことは事実でありますけれども。木造化という、御案内のとおり材料は立法で計算をいたしますので、表面積の多い木質よりも具体的な容量の多い木造化の方が使用量が多いということになりますと、これは業者としては使ってほしいと働き掛けること自体については、別に不自然ではございませんが。ただ、その地位を利用して、現実に、当時名刺営業もされていないときに、県議を使いながら現に知事に面会したということは事実でありますので、これは深く関与して、その地位を利用したのではないかとこのように思われるという点であります。

それから、プロポーザルの委員会の件でありますけれども、この決定過程についてはオープンな格好でやられたというふうになっておりますが、この委員自体の選任についてはオープンでやった経緯はございません。当時の住宅部長が証言していますように、知事が決めたというふうにはっきり申し上げております。ただ結果として、そのメンバーが決まれば、当然プロポーザルの場合は、具体的なその数値とかというよりも、全体のいわゆるコンセプトとか、思想だとか思いとか、そういったものが当然決定に大きく左右されるわけでありますので、どのメンバーがその決めるメンバーだったかということが一番大きな要素でありまして。公開の場所で決めたということは、別にそれほどそれが公平かどうかということについては、該当しないのではないかとこのように思っております。

それから4番の問題でありますけれども、これは最終的には、ここに書いてある私自身の総括としては、これがあったか、なかったか、わからないからこのように書いてあるの

でありまして。正直言って、いろいろなものを検討していきますと、ここにこういうふうな格好で材木の発注が行われたという事実、結果は残るわけでありますので、この間については、やはり我々の調査では限度であったというふうに思っております。

なお、私自身の調査でありますけれども、昨年10月31日午前9時30分から2時間ほど、上伊那森林組合で、やはり林委員がおっしゃるような調査はいたしました。その段におきましても、特段協同組合でなければいけないという指示はなかったとは聞いておりますが、ほかに発注するところがなかったという話も、その段はお聞きをいたしました。したがって、そこに持っていくようにしたかどうかというよりも、そこに持っていくようになってしまったという疑義が感じられるということで解明に至らなかったと、こういうふうにかかせていただいたことを御了解いただきたいと思っております。

石坂委員 毛利委員が申し上げましたので重複は避けますが、地位利用という点なんですけれども、確かに名刺営業禁止、これは第1の項目のところでも議論になったところなんですけれども、事実経過から言いますと、先ほど清水委員の御提案の文書そのままの事実の経過では、私もあると思っております。そうしますと、いつごろ知事がそういう結論に至ったかは別としまして、知事が木質化、いわゆる木質化、RC構造ではなく木造化にしたいと思って中村住宅部長に指示をされたことの方が、後援会の幹部の家族でもあるかもしれません宮澤氏などが島田県議とともに知事室を訪れ、島田県議はわかりませんが、宮澤氏は証言の中で、直接県民が知事に陳情ができるのかということで非常に期待もし喜んで、初めて県庁へ、知事室へ来たということで、私はそれも事実と思っております。働き掛けによって、地位を利用した働き掛けによって知事が木造化という発想転換に至ったというのは、ちょっと事実経過から時系列的に見た場合、言えないのではないかとということ、それから知事室での働き掛けの中身なんですけど、働き掛け自身がいいか、悪いかということについては、私たちが日々働き掛けの連続ですので、それが県民の利益の沿うものであればよいという私は考えですが、そういう点で、知事室での働き掛け自身の中身が、例えばうちの会社のこの木材をここへ使ってくれとか、この会社にぜひ納入先を決めてほしいとか、この業者を使ってほしいということではなく、先ほど毛利委員も申し上げましたように、できる限り長野県の地元の木材を使っての構造にしてもらえないかという御提案ですので、その御提案自身は、この宮澤氏に限らず、木材業者に限らず、多くの県民の中でそういう思いや提案はあったかと思っておりますので、そのことをもって地位利用というのは当たらないのではないかとということで申し上げておきたいと思っております。

清水委員 前もって、確か1日早いんですね、知事が木造化にしたいというのは、ところが翌日訪れたメンバーをもう一度思い浮かべていただきたいんですが、東京から小田原健さん

が来るんですね。あのときも聞きましたが、東京から来るのにきょう決めてきょう来るということはあり得ないわけでありまして、前もって来る日は決まっていたはずであります。その前日に寄ったということは、あくまでも前に話ができている、だからあした来るからきょう話しておこうということが類推されるのではないかとということで、ここに書かせていただきました。もちろんこれ解釈でありますので、違うと言われればそれまでですが、そういうことで、おそらく前もっての話があったと思いますが、これについては、これも書かせていただきましたが、調査では浮かび出ることはできませんでしたので、それはそういうことで報告をさせていただきたいと思っています。

業者のことでありますけれども、この業者の、この長尺の加工ができるところが限られるという前提条件があります。1社ではないんですが限られるという前提がありますので、そのことから推測して、業界のことでありますので、その辺はまたこれも調査を超えなければいけない部分がありますけれども、どこでもできるという話でないということだけは事実でありますので、これはこういうことが言えるのではないかとこのように思いますけれども。

小林委員長 よろしゅうございますか。それでは討論を終局いたします。採決に移ります。提案者の御提案により、この件につきましては一括採決ということでございますので、それを採用いたします。稲荷山養護学校改築事業における田中知事後援会関係者による働き掛けについてということで、清水洋委員より提案のありました件について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

それでは採択と決定をいたしました。

次に、おはなしぱけっと号のデザインの仕様変更に伴う変更契約について、自由民主党県議団の小池委員から意見開陳がありました件について、採決に移りたいと思いますが、その前に、御質問、討論のある方は挙手をして発言願います。1項目ずつこれはやりますので、お願いいたします。

毛利委員 それでは、最初にちょっと御質問させていただきたいと思うわけですが。3ページ目の最後段のところ、本件は、田中知事をはじめ県幹部が法令を無視した行為を組織的に行っていた事件というふうにして、事実認定をしてほしいという申し入れでございますけれども、何の法令の無視ということでおっしゃっているのかということなんですが、教えてください。

小池委員 私の申し入れは、1番からだんだんにやっていっていただくと、そういった部分の、職員が法律違反をしたというような事件につながっているというようなことになっているものですから、できれば1番から順番にやっていっていただければありがたいです。

そういう中で、8番目はそれらの総括ということでございますが。特にはっきりしているのは、これから認定していただくんですけれども、山岸氏が業者から出された書類を偽造したというような有印私文書偽造というような事件につながっているわけでございますので、有印私文書か有印公文書となるかというのはあれですけれども、いずれにしても重大な法令違反をやっていたと。これについては、杉本、当時の次長の証言のように、県が組織的にこれには、今回の件については対応していたというような証言もいただいております。また、杉本次長から教育長に逐次報告をしていたと杉本次長からも証言をいただいておりますし、また山岸氏が作成した内部文書についても、そういったとおりの経過報告が書いてございますので、そういった部分でこういうふうに判断できると思います。

小林委員長 ほかにございますか。いいですか。それでは順序に従って採決をしてみたいと思います。なお、全文を読まず、項目の番号に沿って順次採決をしてみたいと思います。

委員会報告事実認定への申し入れ1番であります、1番を採決いたします。

討論はありますか。

林委員 この文面の中で、田中知事から当時の県教育委員会に、安齋肇氏に依頼するようという指示があったということですが、この前提とし、プロポーザル審査会が長野舞台のつくったデザインでは、これはだめだということで、変更の条件がつくられたわけですね。だからこれは田中知事の指示で変えたのではないですよ。プロポーザル審査会で、全面まっ黄色のデザインではだめですと、委員会全体の総意としてこの変更が条件づけられたということが前提にあるわけですから、その前提の上に立って、田中知事が安齋氏に相談してみたらいかがですかという証言がありますね。そういう、いかがですかという提言があっただけで、決してこれは知事がこのような形で押しつけたものでもないという点から見ると、この1番の認定についてはかなり事実と違っているとこういうふうに思います。

小池委員 その点につきましては、今の2つのお話の間にもう1つお話がございまして。プロポーザル委員会では条件がついたことにつきまして、長野舞台さんでデザインをつくったわけですね。1回つくっているんです、そのとおりに。長野舞台は条件どおりにやったんです。それについて田中知事がそれではだめだと言ったんです。ですから、間に1つお話が抜けております。そういうことで、そこから知事が介入したということでございます。

小林委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

それでは採決に移ります。認定申し入れの1について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数。以上をもちまして採択と決定をいたします。

次に、2番の項目について採決をいたします。2番について討論はいいですか。それでは採決に移ります。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員ですね。採択と決定いたしました。

次に、3番についてお諮りいたします。討論はありますか。

毛利委員 この間の証人の皆さんの御証言の中で、その問題については、杉本次長が担当していたので詳しいことはわからないというふうなお話もあったりして、これらが教育委員会として、委員会が組織的に加わっていたということは言えないということで、認定できないということであります。

小池委員 その件につきましては、私の尋問の中で杉本氏が、この件につきましては組織的にかかわっていたと、その文言を使って証言をしております。そういう内容でございます。

小林委員長 ほかにございますか。それでは討論を終局します。採決をいたします。3について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数。それでは3は採択であります。

次に、4についてお諮りをいたします。4について討論がございますか。討論を終局し採決に移ります。4について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。採択と決定いたしました。

次に、5番についてお諮りいたします。討論はいいですか。討論を終局し採決に移ります。

5について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。よって採択といたします。

6番について採決いたします。討論はありますか。

毛利委員 青山出納長が「以後デザインを安齋氏に頼んだ旨の話は庁内でするな」というふうに言ったと言っているわけですが。これは言った本人であります、とされているところの青山出納長の証言を聞いているわけではないので、一方の証言だけをとってそういうことを頼んだということを断定するということとはできないということで、賛成できません。

小池委員 それにつきましては、私の尋問の中で、山岸氏がそういったことを課長、係長から、話を聞いてきた方から聞いたという証言をしております。またその後、実はこれは委員会ではございませんが、ある報道機関が出納長のところへ取材をしたときに、デザインのこ

とを以後話すなということは言ったということが新聞でも報道されておりました。

小林委員長 よろしいですか、討論を終局し採決に移ります。6番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数。6番については認定と決定いたしました。

次に、7番に進みます。

林委員 この中で、担当した山岸直樹氏が非常に誠実に証言もされておりましたけれども、彼はこうしたものが上部できちんと通るように、そういう点で一部文書の書き直しがあったわけですが、これ偽造という表現になりますと、いかにも恣意的に改ざんをしたというふうに県民にも映るわけでありますから、そういう意味では、彼はこの仕事を進めるために善意を持って取り組んできたということですから、私はその偽造という表現にこだわられるのであれば、これについては納得しかねます。反対いたします。

小池委員 情動的な話ではなくて、実態として偽造したことですし、これを作成して県へ提出した長野舞台からいたしますと、非常に残念なことだったということでございまして。相手方からすれば、非常にこういったことはあってはいけないことですし、長野県の行政運営として、心情がどうのということではございません。こういったことはしてはいけないことなんです、明らかに偽造であります。

小林委員長 終局いたします。それでは採決に移ります。7について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数により採択いたします。

次に、8番について採決をいたします。討論はありますか。

毛利委員 今、7番のところでは林委員も申しておりましたけれども、この8番の中では、山岸証人のお話によりますと、今までの関連の中で、例えばデザイナー名をどうするかということで、細かいところまで立ち入って書類を書いたことはなく、回覧というか、している中で、若干そういう意見も耳に入り、しかも繰越明許にしないで年度内にどうしても契約していかなければいけないという事情の中では、まとめてというか、その部分を偽造というかまとめて、一緒にして書類をつくったということでありまして。偽造というのは、ここにありますように、隠ぺいするためにはかりごとを持ってするということですので。そういう意味で言いますと、先ほど誠実にということで、ゆめゆめ自分としてもそんな気持ちは全然ないし、とにかくいろいろなところに迷惑をかけられないから、一生懸命やるしかないということをやったというふうに御証言いただいているところでございまして。このことをもっ

て、先ほど法令無視というところで言いますと、有印私文書偽造ということですから、刑法の罰則が当たるところの犯罪行為ですよね。そういうものには当たらないということでもありますので、賛成はできないということです。

小林委員長 討論を終局いたします。それでは採決に移ります。8番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数。以上の結果をもちまして、採択することに決定いたしました。

次に進みます。次に、付託事件の4番目の項目、住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項について、政信会の鈴木委員から意見開陳のありました件について、採決してまいりたいと思います。その前に御質問、意見、はいどうぞ。

鈴木委員 これ一連の住基ネットの侵入実験の手続上の問題も含め、実態も包括的に全体の流れで関係ありますので、一括して採択をお願いしたいと思います。

小林委員長 提案者の提案でございますが、採択してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは一括して採択することに決定をしましてまいります。討論はありますか。

石坂委員 一括ということですので、何点かについて意見を述べたいと思います。ちょっと全体に触れていると長くなりますので、こちらで拝見しました御提案に対してのいくつかの問題点ということなんですけれども。一つは、住基ネット侵入実験についての認識ですが、この実験そのものが既にインターネットの接続が市町村と切れていて、一番最初の背景・経過のところの(3)ですね。侵入実験の意味合いはなくなったにもかかわらず強行したと。こういう経過の御説明になっておりますが。この点につきましては、証人でおいでいただきました不破証人が、私たちが最初に申し上げた侵入実験とその意味合いは違っているが、この実験そのものは意義があったという証言をされていますので、そういう指摘は当たらないのではないかとこの点が1点。

それから、手続上の問題ですけれども。つまり財務規則違反の、手続を無視した実験であったのかどうかという点が、何人かの証人の方の証言を含め議論されたところだと思いますので、その点についての御意見を申し上げたいと思いますけれども。その点につきましては、結論から申し上げますと、証人でおいでいただきました当時総務部長の宮尾証人、それから西泉市町村課長の意見陳述書、それから西泉課長のあと市町村課長をされた藤澤証人などの証言によりまして、多少その不十分さと言いますが、すべてのものが整ったのではないけれども、財務規則にのっとったという点ではクリアしているという御証言になっています。例えば西泉元市町村課長の陳述書によりまして、手続は整えたという証言になっているんです

よね。「通常の手続とは異なりますが、最低限必要となる書類を一式まとめて整えた上で、22日に起案し、22日中に決裁を終えています。実際の事務処理日も22日です。」と、西泉元市町村課長が陳述書でそのように述べておられますので、手続は、かろうじてと申し上げた方がいいと思いますけど、整っており、その点では財務規則違反ということは必ずしも当たらないということが言えると思います。

また、業者手続などに当たりまして、見積もりもしないで言いなりの値段であるではないかという御指摘もありますが、その点につきましては、直接その担当に当たりました証人で、その後おいでいただきました佐藤証人、中谷証人の証言によりまして、佐藤証人は、第一次の実験については情報政策課の中谷氏に、それから第二次については経営戦略局につくってもらったと証言をされております。その上で第一次の手続を行ったとする中谷証人の証言によりまして、積算は前例がなく難しいところがあり、最終的にはセキュリティーの専門家である吉田氏に相談し、侵入実験は何人くらいが何日くらいかかるかということを知ったと。それをもとに、今度は人件費をいくら見ればよいのかを情報政策課内の例を当たって見積もりを行ったというふうに証言しておりますので、何の見積もりもせず言いなりということは御指摘に当たらないのではないかとということで、ほかにもいくつかの御証言で裏づけられておりますけれども、財務規則違反というのは当たらないと思います。

しかし、そもそもこの問題が持ち上がりまして、総務委員会の際の参考人としておいでいただき、その後この百条委員会にも証人としておいでいただきました岡部氏が一貫して、財務規則に違反しなければこの実験は行えないという認識であったことは事実ですし、私たちも当初そのように岡部氏の証言や参考人の御意見をお聞きしまして、そう思っておりました。しかしこの間、おびたしい数多くの証人が次々に御証言される中で、私たち自身は、先ほど西泉元市町村課長の陳述書を御紹介申し上げましたけれども、それから藤澤元市町村課長などが述べておりますが、とにかく財務規則に違反しての実験強行だけは何とか防ぎたいということで、担当の職員が必死に手続は整えたということですので、現実には宮尾元総務部長、証人が証言されておりますけれども、西泉元市町村課長は実験そのものに反対したのではなく、この実験の財政措置として補正予算できちんと対応するべきだと。今の既決の予算の流用ということではまずいのではないかとということで、補正予算での対応を主張し、そのことが知事の考え方とぶつかったというのがポイントだったというふうに思います。その点では鈴木委員の、先ほどの意見開陳で御提案されました、本来補正予算で対応すべきものであったし、そういう点では議会の予算審議権を侵しているのではないかと、この部分については賛同するものですが、それを含めまして、岡部氏のそういう不十分な認識もあり、財務規則に違反しなければ侵入実験は行えないという認識に、知事もかなり影響されていた

と、だから獄中記を書こうよというような発言にもなったと思いますが。結果としては、大変有能な、国から出向されました西泉元市町村課長をはじめ財務手続に明るい職員の努力で、財務規則は整って実験はされたというふうに私たちは認識できると思いますので、以上が私たちの意見です。全体として総括として、財務規則に違反して、この侵入実験が違法な形で強行されたということについては賛同しかねます。以上です。

林委員 鈴木委員の提案の根本に、この侵入実験そのものが問題があるということが前提になっているのかというふうに思うわけですが、住民基本台帳ネットワークシステムそのものが、市町村からの要望で国の始めたものではない。今もってこのシステムに加入したのは、各市町村ごとで差はありますけれども、数%であります。その必要性もあまり住民が認めていない、こういうものですから、県とすれば当然、住民基本台帳ネットワークシステムで個人情報はどう保護するかということは、きちんと検証して守っていくというのは責任があります。だからそういう意味では、この実験そのものについては、私は必要な実験であったと、結果はともかくとして、そういう基本的な観点という問題はなかったのではないかとこのように思うわけでありませう。

ただ、その実験そのものをする期間が非常に短かったという、タイトであるがゆえに非常に無理なやり方もあったことは事実でありますけれども。しかしながら、今、石坂委員も言われましたけれども、期限内には一応手続はきちんと済ませているという点で、財務規則違反は当たらないのではないかとこのように思うわけで、この点については反対するものです。服部委員 鈴木委員の論点整理には、私は認定に賛成するものでございますが、市町村から、今も市町村長からお話を聞かしても、現在でもあのインターネットの実験は全く無意味であったと、こういう観点が非常に多いわけですね。しかもここにも書いてありますけれども、国からもきちんとそれは非常に、その内容、手法については強い批判があったということは事実でございました。

それで財務規則の話が今ございましたが、ここにもありますように、すべて決裁を得て県の行政は執行すると、こうなっているわけですよ。そして、思い出せばわかりますように、9月22日、朝からそれこそ業者選定から始まって、契約から始まって見積もりを持ってこさせて、戸の外にいたかのごとく午前中で全部終わっていると。こんなことは、公務員としてあるまじき文書規程に沿ってやるべきこととございまして、全くそれはこんなことは論外でございまして、全く財務規則違反でございませう。

そして午後には、阿智村へ行って実験をやっていると、同じ日に。物理的にそんなことができるわけがないのに、あたかも、ですから契約は全くつくったものでございまして。大変、これはもう財務規則、公務員としてあるまじき行為だということで、絶対にこれは認めるこ

とができないということで、鈴木委員の論点整理はまことにふさわしく、賛成でございます。石坂委員 認めることができる、できないということと、今提案されている認定を行うか、行わないかということは、区別して考えるべきだと思います。

先ほどの、多少重複になって恐縮なんですけれども、行政のプロの国から出向されていた西泉氏が、先ほど読み上げましたように基本的な手続は終了して決裁を終えていると、事務処理も22日中であるというふうに述べておりますので、財務規則に違反しているか、いないかということで、今違反はしていません。そして無理な手続にならざるを得なかったのは、先ほど私が申し上げましたように、時系列的に経過を全部総括しますと、財務規則に違反しなければ侵入実験ができないと思い込んだ岡部氏が担当であったことによって、知事もその考えにかなり影響され、西泉氏にかなり情報を入れない状態で、無理に無理を重ねた中で、非常に無理な手続を職員に強いる結果になったわけで、そういう意味の混乱はあったわけですが、手続には違反していません。

それから、町村に迷惑をかけて実験が意味なかったという点では、先ほど不破証人の証言は、時間が長くなりますので最初の方だけ読みましたけれども、その一つだけもう少し読みますと、最初に申し上げた私たちが描いた侵入実験とその役割は違っているものの、しかし今回県が行った侵入実験に意味がないと言っているのではなく、それはそれで意味のあるいくつかの脆弱性がわかった。それに基づき市町村と一緒に実際安全性を高める努力がされていると、このように専門家である不破証人が証言されておりますので、いろいろ手続上それは納得いかないとか、気に入らないとか、不満だとか、そういうことは別としまして、それで実験そのものの意味を否定するということは、専門家のその御意見にも耳を貸さないということで、私はちょっと、それは違うのではないかと思います。

鈴木委員 これ討論をやってもしようがないんですけれども。事実関係だけ言いますと、22日の契約上の財務規則の問題、きちんとした契約が交わされる前に、現地に実験の受託者がもう赴いているといった段階で既に実験はスタートしているわけです。それで阿智村役場の時間的な確認の照会を見ても、10時半には阿智村役場に担当職員及び業者がお見えになっておりますという証言があるわけなんです。

だから私が言っているのは、先ほど西泉元市町村課長の発言というのは、22日には何とか形式上書類が間に合っただろうということを言っているんであって、これはどちらが後先ということになりますと、やっぱり順番からいうとまず実験ありき、後追いで契約書等が整ったということは、各証人の証言からいくと間違いのないわけなんです。少なくとも県の行政というものは公平・公正を期すものですから、あくまでもきちんとした契約が担保された後に初めて事業が執行される、これは当然のことではないのでしょうか。ですから、私どもが村

の大工さんに、日常のつき合いの中から、契約書を交わさないで「家をつくってくれや」と、「はい、わかりました」というのとは、いささか趣を異にするということを私は申し上げたい。これは当然おわかりだと思います。

それから不破証人が、当時の審議会の会長という立場で、実験はやらなかったというよりもやってよかったという部分があると、これは確かに一理あると思うんです。ただ少なくとも本来の目的にのっとったきちんとした予算執行ですから、ひょうたんからこまのこまの部分にスポットを当てて評価するというその論点というのはいかがなものかと思います。トンネルを掘ったら温泉が出てきた。その温泉によって地域住民が喜んでいるのだから、この温泉を掘るのも結果的によかったのではないかというようなこれは解釈になると思うんですね。これ以上論評は控えますが、ひとつ冷厳な御判断をお願いしたいと思います。

石坂委員 意見は違うわけですので、そこは一致してくれと言っているわけではありませんけれども。財務規則違反という言葉について認定をするということですので、そこは厳密にと言っているだけです。ですから、このような無理な手続がよいと言っているわけではないんですけども、規則には違反していないと。その事実を申し上げておりますのでよろしくお願いします。

小林委員長 以上で討論を終局いたします。それでは一括して採決に移ります。ただいまの住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項について、提案のありましたことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数。以上をもちまして認定を決定いたしました。以上で予定した本日の論点整理を終了させていただきます。

次に、百条調査権に基づく記録の提出要求についてであります。各会派から提出を希望する記録の一覧表の提出がありましたので、会派から順次発言願います。

宮澤(宗)委員 しなやか会に対して記録の提出を求めるものでございますが、松葉謙三証人は、平成16年3月17日に東京四谷の今井屋で行われた「長野県」調査委員会委員との懇談会の経費については、「結果的に返還はされたのですか」との委員の尋問に対し、松葉謙三証人は「返還しました」と証言をされました。会議記録その16、31ページを参照ください。

また、「どういった方法で返還をされましたか」との委員の尋問に、松葉証人は、「委員の中でどなただったか記憶がありませんが、その人にお渡しして返還していただきました」とし、「どなたに渡したか記憶がないんですか」との尋問に、「ありません」と証言しています。さらに「御自身が返還をしたという証拠を証明するものはお持ちですか」との尋問に、「格別領収書ももらっておりませんし、そういう証拠はありません」と証言し、「返還金額はい

からですか」との尋問には、「今言われた1万円ちょっとだったという記憶ですが、そんな詳しいことは覚えておりません」と証言をしております。これらについては会議録その16の38ページ、39ページを参照ください。

しかし、当委員会の記録提出請求に対し、しなやか会から提出された平成17年11月25日付と、平成17年12月11日付の返還された方の氏名や金額を示す記録の中に、松葉謙三氏や「委員会の中でどなただったか記憶がありませんが、その人にお渡しして返還していただきました」とする他の委員の氏名は醍醐聰氏しか該当する氏名はなく、松葉謙三氏が返還をしている事実は確認をされませんでした。したがって、再度その事実を確認するために、しなやか会に対し、事実のわかる記録の提出を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

小林委員長 ただいまの記録提出要求についてお諮りをいたします。記録提出については御賛同いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。ついでには期日でございますが、ただいま要求のありました記録につきまして、2月17日(金)までに記録の提出を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

次回委員会は2月10日(金)午前8時30分から協議会を開催したのち、引き続き委員会を開催し、付託事件のうち県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項について、論点整理を行います。

予定した協議事項は以上であります。この際何か御発言はございますか。

(「なし」という声あり)

御発言がありませんので、以上をもちまして委員会を閉会いたします。御苦労様でした。

閉会時刻 午後4時50分